

險於錄別卷

乙

特別  
14  
1919  
115



宛然たる 豪家の非運 (其)

市嶋家悪番頭の専横

文太が罪悪は殆ど数ふるに違ない程であ  
る。前回は述べた山林買入の如きは其一例  
に過ぎないので、今日より更に彼が

作徳米賣拂に關する罪惡

○市嶋家には舊來出入の常仲買  
がある、即ち天王の本名八次郎、同乙八の  
二人であつて、年々大約三萬俵の作徳米は  
大抵此二人の手を経て賣られたもので、二  
人は殆ど專賣權を得たものといふても宜し  
い、併し是は獨り市嶋家に限つたことでな  
く、大抵の大家には皆常仲買の手を経る時  
は、何か就けて便利は甚だ便利であるが  
これには相當の口錢といふものを拂はねば  
ならぬ、假令表面無口錢といふことでも、  
内實イッラものは買入の手から出て居  
るので、其口錢だけ一厘なり二厘なり値段  
の上にかけて置くから、ツマリ賣方から出  
したも同様である。○で近頃は常仲買を廢し  
たところも少なくはないそうだが、市嶋家  
に於ても同様の理由で、常仲買を廢すとい

ふことにはしたのは、昨年五月廿一日のこと  
であつた。○處が常仲買を廢したといふのは  
表面一週のことである。○當坐こそは一二度値入次  
第で外の仲買に賣渡したこともある。○此  
か、其後は隠然第二の常仲買が出来て、此  
常仲買の手でなければ、一切賣渡さぬやう  
になつた。第二の常仲買とは誰であるか、  
即ち水原外城堤端の料理屋杉本伊藤權十  
郎である、此權十郎は大審院判事たる伊藤

弟二の弟とか親戚とかいふことだが白勢  
鹿次郎(和一郎の弟)の紹介で、市嶋家へ  
出入することになつて以來は、今でも同家  
の作徳米は大抵鹿次郎を透して權十郎の手  
に賣渡されるのである、で常仲買といふ名  
こそなけれ、其實は純然たる常仲買である

○斯ういふたばかりでは、マダ文太の罪惡  
はドコに在るか分るまいが、不思議なこと  
には權十郎の常仲買となつてから、市嶋家  
の賣米と來ては

時の相場より五六厘乃至一分は安い  
のだ、モ一ツの不思議は渡米のとき  
格別の折減が立つて一升の其餘も切  
れるのである

宛然たる 豪家の非運 (其)

市嶋家悪番頭の専横

○今日も引續いて文太が作徳米賣拂に關す  
る罪惡を披露するが、去年の九月十四日頃  
であつた、新發田の米仲買大谷金太郎方へ  
白勢鹿次郎が遣つて來て、「天王は三千五百  
俵の賣米がある、イッラまで買ふか」と問

ふた、ソコで金太郎は好華客でござんれど  
「相場は二俵二分五厘といふ處だが、外な  
らぬ天王のご故、二厘位は働かう、尤も  
當坐は一割差金、殘金は十二月廿五日濟、  
來年三月受取として、直段は御任せ申さう  
が、可成御周旋に依つて二分五厘に願いたい」

と返事した。○處が「相談して置かう」とい  
ふので鹿次郎の立去つた後に、金太郎ツツ  
と考へて見て、二分五厘ならば相場だか  
ら宜しいが、二厘働いて二分三厘となつて  
は賣れ口がどうあらうかと懸念したので、  
即日人を當市の並木町仲買人古市權太郎方

是が即ち文太の手品で、其實は不思議でも  
何でも無い、手品の種は是から退々と紙上  
に摘發することとせう

に遣はして、相場を詢へさせた處が、二分三厘位迄買ふ返待つ」といふ電報があつたので、直に市島事務所問合せると、意外にも「アノ米はもう外へ賣つた」といふ挨拶である。○頗る意外な挨拶であるが、何をいふにも已に賣つた跡の事、今更如何と仕様がなないので、權十郎方に待たせて置いた使のものへは「米は外へ出来た直ぐ歸れ」と電報で呼び戻した。○然るに其後此米の行衛を聞くに、ヤハリ前回に記した伊藤權十郎の手に這入つたのはマダしも善いとしたところ、其値段は實に驚くの外は無い。現在金太郎が二俵二分三厘に附けて置くに拘はらず、それより一分安く二俵三分三厘としてあるのだ、賣るなら一厘も高く賣らうとするのが普通一般の人情である。殊に市島家の如きは、縦へ内には文太に使喉かされて、株式相場をヤツて居るに、どこで、家の立前からいふ時には、米が唯一の収入であるから、僅々一厘か二厘の口銭を呑んで、常仲買さへ廢した程である。口銭を呑んで、一分も安くして賣るといふのは、甚だ奇妙不思議の沙汰といはねばならぬ。

○斯ういふことで抑もどうして算盤が取れたものか、ソレも金太郎は信用が出来ないから、權十郎に賣つたのだといふかも知れぬが、此以前八月二十六日に、泉町藏の千俵をば、二俵壹分で同人に賣つてある、即日五十圓の手金で翌廿七日に四百廿一圓七拾錢の差金を入れ、十二月二十五日に皆代金も済まして了つて、何の滞りもなく立派に取引が出来て居る、果して金太郎に信用のないものならば、千俵が百俵で始めから賣らう道理があらう等なく、賣つたところが斯ういふ取引が出来ない理屈になるではないか。○斯う追いつめてくるといふと、或は之は鹿次郎の仕事で、店のものは一切知らないのだと逃るかも知れないが、時の相場は少し調べればスグ分るもの、二厘や三厘の相違なら格別として己に一分の相違とすると、決して知らないとは言はれない筈である、殊に或仲買は「市島の店」はと不思議なところは無い、例へば二俵貳分五厘位で買いたいと思ふて、大分相場も昂りましたから、こちらで御拂ひは如何でしょうといふて見ると、三分五厘位は買

宛然たる 市嶋家悪番頭の専横 (芝)  
御家騒動 豪家の非運 (芝)  
○三千五百俵の米が大谷金太郎の附値より一分安で伊藤權十郎に賣られた次第は、前日に報道した通りであるが、是は本社員が親しく金太郎から聞取つた所であつて、一毫の疑ひをも容る可らざる事實である。併し直接文太に關係したことでないから、或は店の者の仕事であつて文太は知らないといふ逃げるかも知れない。○けれどもソレを逃口上は、決して彼には言はさぬのであり、抑も文太の權威といふものは、ソレハ非常のもの、店の事は細大なく文太の決定を経なければならぬ、茲に其一例を擧げて見ても、加藤勝彌が新潟日報の株金を募集した際に、市島家へ二百圓の株金を引受けて貰いたいと申込んだ、其談判の

對手は體か波多野英太郎と聞き覺て居るが、同人は數日間の猶豫を乞ふた。○ソコで加藤は「僅か貳百圓にしかな過ぎない金だ、何とか主人に乞ふて即時承諾を得たいものだ」と押し返すと、英太郎は

太も同腹であることは最早疑ふまでもないことである。○讀者よ、三千五百俵を一分安に打算すれば、その差は實に六百七拾三圓六十錢八厘である、ソレに枱減の差も相當に加はつて居るとすれば、之ばかりでも已に容易なものではない上に、更に昨年中の作徳米大凡三萬俵の相場は大抵右の如く五六厘乃至一分安に賣れたといふに至つては、殆ど果敢たらざるを得ないではないか。○既に文太に横暴専横を極められて居り乍ら、イカに御心よしであるからといふて、今尙ほ「敢て不都合を認めず」などと濟まし込んで居る徳次郎氏のノロマサ加減は、已に氣の毒を通り越して馬鹿々々しさに手も附けられぬ次第である。○殊に佐藤伊左衛門に至つては、明年の貴族院議員改選期には其候補者を以て自任して居る程の男で

宛然たる 豪家の非運 (共)  
御家騒動 豪家の非運 (共)  
○市嶋家悪番頭の専横 (共)  
○文太對佐藤伊左衛門の關係に就ては頗る怪訝に堪へないものがある。開けば佐藤家の一門を始め、店の番頭に至るまでも、悉く文太反對であるのである、然るに其反對の度が強くなればなる程、伊左衛門と文太との關係は愈よ益々深くなつて、近頃文太が伊左衛門を訪ふ時は、更に店の取次を乞ふやうなこともなく、直に奥へ通つて伊左衛門と談話の話をするやうになつて來た。○佐藤家には佐藤家の格式がある。縦に實家といふ關係があつても文太の爲めに佐藤家の格式を破る法は無い」とは、常に番頭等の間に起る小言である。○文太は何故に斯くまで深く伊左衛門の歡心を得たであ

### 主人はドウでも宜しい

ねば決定し兼ねる、尤も總理番頭も異存はあるまいが目下上京中故問合せの濟むまで待ちたまへ

### 太も同腹

疑ふまでもないことである。○讀者よ、三千五百俵を一分安に打算すれば、その差は實に六百七拾三圓六十錢八厘である、ソレに枱減の差も相當に加はつて居るとすれば、之ばかりでも已に容易なものではない上に、更に昨年中の作徳米大凡三萬俵の相場は大抵右の如く五六厘乃至一分安に賣れたといふに至つては、殆ど果敢たらざるを得ないではないか。○既に文太に横暴専横を極められて居り乍ら、イカに御心よしであるからといふて、今尙ほ「敢て不都合を認めず」などと濟まし込んで居る徳次郎氏のノロマサ加減は、已に氣の毒を通り越して馬鹿々々しさに手も附けられぬ次第である。○殊に佐藤伊左衛門に至つては、明年の貴族院議員改選期には其候補者を以て自任して居る程の男で

### 豪家の非運

宛然たる 豪家の非運 (共)  
御家騒動 豪家の非運 (共)  
○市嶋家悪番頭の専横 (共)  
○文太對佐藤伊左衛門の關係に就ては頗る怪訝に堪へないものがある。開けば佐藤家の一門を始め、店の番頭に至るまでも、悉く文太反對であるのである、然るに其反對の度が強くなればなる程、伊左衛門と文太との關係は愈よ益々深くなつて、近頃文太が伊左衛門を訪ふ時は、更に店の取次を乞ふやうなこともなく、直に奥へ通つて伊左衛門と談話の話をするやうになつて來た。○佐藤家には佐藤家の格式がある。縦に實家といふ關係があつても文太の爲めに佐藤家の格式を破る法は無い」とは、常に番頭等の間に起る小言である。○文太は何故に斯くまで深く伊左衛門の歡心を得たであ

らうか、ソレは秘密中の秘密になつては居るけれど、壁に耳あり障子に目ある世の中であるから、如何に秘密にしたといふても其間の消息は自から掩ふに掩はれぬものがある、乃ち文太は

徳次郎に投機を勧めたのみならず伊左工門をも投機の仲間に入れたので其尻尾は遂に巨萬の損失を來した

○之に就て或人の説によると、先代伊左工門氏が死んだ時には、佐藤家の金庫中に、現金二十四萬圓あつたといふことである、殊に先代伊左工門氏は、極めて嚴格な人であつて、家法も立派に立つて居たから、田地の所得や金の所得で、一年に五萬圓づつは資産が廻々殖むて行くといふ評判もあつた程である、然るに僅々六七年間に殖るべきものは殖はず、二十四萬圓の現金が亡くなつたのみならず、外に二十萬圓程の借金が出來た、尤も之には伊左工門の遊蕩費も加はつて居らうけれど

其大部分は投機の失敗で、ツマリは文太に騙取せられたものだといふても可なりである

○處が悲しいことには伊左工門は養子といふ身分である、養父は亡くなつても、養母は今尚存命で居る、で熱海に宅地を買ふたことさへも、養母を憚つて兄徳次郎氏の名義にして置くやうな譯であるから、若し投機をやつたといふことが知れるとすると、容易ならざる大事である、況して巨萬の損をしたとなつては、養母の手前申譯が立たなくなる、ソコで文太と謀つて天王へ貸出した如くに装ふて、借金尻を隠して居るのである、當に是ればかりでなく、伊左衛門の店には先代恩顧の老番頭もあり取締はナカク、嚴重で金銭の出納は主人と雖も自由にさせ、用途不明のものがあれば、ソレは何の爲めに御使ひなさると詰問し、用途が明瞭でないうちは、支拂を承知しないといふ有様である、そこで伊左衛門は此

詰問を恐れるので、内々文太に請求して融通して貰ふことも少なくない、是等の事情が綜合して、文太の悪事を知らぬでも、内實文太、困ることがあつても、文太の前には何事も服従するの外は無いのであつて、文太も此弱點を捕へて居て、始終伊左衛門の死命を制して居るのである

○宛然たる 豪家の非運 (其)  
御家騒動

○佐藤伊左工門の不心得なことは、前回の紙上にも責めて置いたが、彼が文太を庇護する爲には、義理ある母をさへ欺いたことあるので、本日は其次第を讀者に紹介することとした、○事の發端は本紙の文太攻撃が始めて世に公けにせられた時、市島十五郎から、大變なことを申し出た爲め佐藤伊左工門は急に新發田へ出張して、帳簿の取調をした結果を、天王の實兄に報告したことがある、(此事は他日詳しく書くことにする)で、此報告を了つて伊左工門は歸毛しやうとした時に「用があるから泊つて呉れよ」といふ御隠居(伊左工門の繼母宮島

氏)の命令が出た、○其御隠居は伊左工門を一室に呼んで、實に左の如く伊左工門の得違ひを咎めたのである、  
「お前は兄の乱行を見て居り乍ら、何故一言の意見をして呉れぬのであるか、聞けば大分負債なども出來たそうだが、隠居の身で彼是餘計な口を聞くと思はれるかも知れぬが、近頃新聞に毎日色々なことを書き立てられて、此市島家の家名を汚すやうになつたのを、お前は亡父や元祖へ對して申譯があまりですか、聞けば

文太郎は賭博をする不埒な人物を大切に置いて置くといふ法は、あるまい、マアお前はさういふ考へで居りますか

○斯く家の義理ある母から、諄々として詰責を受けたのであるから、流名の伊左工門も恐縮して、兄の不行跡に就ては何とも恐れ入つて、申課がわりません、併し負債があるといふ

のは虚説で、私、新發田で帳簿を調まつたが、財産は父上の時代よりも殖ゑて居つても減つては居りませんが、尤も全く負債の無いことありませんが、ソレは別物の形を換へてヤハリ財産になつて居ります、又文太郎が博奕をするといふのは、ホンの交際一遍で白勢尻次郎等と二三度位はやつたことありませう、マアソレ位の事ではありませぬ

○と答へたのは、隨に余輩の聞いて居る所であるが、負債一件は後日辯駁することにして、文太が賭博は名高いもので、實に誰れ知らぬものもない程である、○現に此地方では、西瀧爲藏、關川市在門、土田亦次郎、清地竹次郎等は其對手で、先年加治川替の爲めに備ふて來た技師の長崎某、吉田義孝などの面々と、當

市の待合水上屋などで、逢ふ度毎に輸贏を争ふて居たことは、確かに探知して置いたのである、○然るにこんな事實は知り抜いて居り乍ら義理ある母を欺

いてまでも、文太を庇護する伊左工門の心事は寔に怪むべき次第ではないか、○尙一説には養母にも負債の始末を詰責されて天王へ借したものと、言拵らへて漸く一時を彌縫したといふ話もある、前回の記事を參照すれば或は事實であらうと思はれる、○斯ういふことは實際餘り言ひたくもないことだが、伊左工門が大なる責任を負ひ乍ら、却て文太を庇護することの、如何にも奇

怪千萬であるから、勢ひ茲に言及して、彼が反省を促すのであ

○宛然たる 豪家の非運 (其)  
御家騒動

○茲に文太が新歸朝の文學博士建部藤吾氏を、手品の種に遣つた結果、見事に失敗したといふ小氣味のよい話がある、是は最近の出來事で、マア世間には知れて居らぬ事であるから、左までの精事といふでも無いが、一つ御慰みに披露することとせう、○建部博士と市島家との關係に就ては記者も精しく



様な有様であつたから、主人徳次郎氏は謹  
直人に接して世間の交際には勤め過ぎる位  
の人であつたのに、私行一たび乱れた後は、  
全く酒色の人となつて、世間の交際にも傾  
くなり、自然に親族知己にも遠ざかるやう

になつた。茲に其一例を挙げて見ても廿七  
年日清戦役中、軍事費を議する爲めに廣島  
大本營の下に臨時議會を召集された時の如  
き、實に名譽ある上程であるから、見送り  
人も澤山あるべき筈であるのに、新橋停車  
場に見送つたものは、文太に文太の郎黨か  
る川崎哲太郎と、愛妾イチ及び賤妓壽々の  
外には、植半の亭主一人ばかりであつて、  
餘りの見せばらしい有様に、穴にも入りた  
い心地であつたといふことは、當時見送り  
の一人たる平田類右衛門の直話である、名  
に負ふ市島家の主人といふものが、實に  
情けないザマでは無いか。

### ●宛然たる 豪家の非運 (三)

御家騒動 (市嶋家悪番頭の専横)

各所の料理屋待合を遊び廻り、或は送り迎  
ひをするが、恰も大切なる主家の用向  
のやうに馴いで居つたのは、二十八年二月  
に平田類右衛門が實見した所だといふ。隨  
に或人へ親しく語つた所である。◎文太は斯  
ふいふ手段を以て遂々龜三郎を遊蕩に墮  
させた、其費用はといへば初めは五百圓、  
次には千圓を主人に請求し、其手許から出  
金させて、最早酒色の味が龜三郎の腹に浸  
み渡つた頃と思ふ時分に、ヒタツ費用の出  
金を差止めた、此邊の掛け引きは到底常人  
の企て及ばないところ、益々文太の恐  
るべき悪人たることが知れるのである。

### ●宛然たる 豪家の非運 (三)

御家騒動 (市嶋家悪番頭の専横)

◎文太が龜三郎を遊蕩に墮落させて、其後  
俄に費用の支出を止めた次第は、前回にも  
書いて置いた通りであるが、左なすだに遊  
び盛りの少年だから、一たび其味を覺て

れない程であるが、先づ其第一に數ふべき  
は龜三郎を準禁治産にしたことであらう、  
所が記者は之よりも、マダ、酷い事を聞く  
ことが出来た、といふのは外でも無い、文  
太は龜三郎を準禁治産にする前に、**顛狂**

### 院へ入れたといふことである。

尤も此始末に就ては、流石に市島家の此上  
ない耻辱であるから、事實を承知して居る  
人でも、此事件に限つては、兎角明白に語  
ることを避けて居るが、今本社の探訪した  
一班を挙げてみれば、◎龜三郎が上京中に  
別荘の女どもと上野へ遊びに行つた折に、  
フト龜三郎を見失つた、そこで方々を捜し  
て見ても、其姿も見當らない始末であるか  
ら、多分先に別荘へ歸つたのであらうとい  
は、龜三郎の影も見えない、併し何れ其内に  
は御歸りだらうといふやうなことで、其日  
一日待つて居たが遂に歸らず、翌日になつ  
て方々手を分けて捜したが、ヤハリ見當ら  
なかつたが、其翌々日になつて漸く下谷の  
の端の料理屋松源の二階に、二日二晩居

### 一人遊蕩の指南番を差向けた

は容易に止められるものでは無い、けれど  
も東西も知らない程な御坊ツちやんに、獨  
り遊びの出来やう筈はない、又假令獨り遊  
びは出来るとしても、獨り借金することま  
では到底出来ない、そこで文太は龜三郎に  
◎その指南番とは誰であらう、今も文太の股  
脇なる例の清地竹次郎で、竹次郎は文太か  
ら内命を受けて、龜三郎の取巻となり、何  
の天王の若旦那とも言はれる人が、二千や  
三千の遊蕩費に困るとがあるものですか、  
イクラでも私が引請けます、といふやうに  
煽つて置いて方々から高利の金を借出して  
やると同時に、散々龜三郎に遣はされたの  
である。◎尤も其金は表面こそ別に貸人はあ  
るが、内實は皆文太の手から出たもので、  
而かも竹次郎は其間に立つて三割四割とい  
ふ不當な手数料を着服したことは前にも言  
ふた通りである。◎斯ういふ風に指南番ま  
でも置いて態々龜三郎の身持を崩させ、文太  
は陰へ廻つては素知らぬ顔で「若旦那にも  
困ります」とか「アレでは御家の不爲でせ  
う」とか或は又「モウ是丈の借金が出来

### 愈々出で、愈々奇ど

實に市島家の事件を評すべき言葉であ  
る。◎借又文太が龜三郎を放蕩に導いたとい  
ふことは、追々探るに従つて、動す可らざ  
るの七月中に、龜三郎を新發田の料理店高  
橋館へ連れ込んで、同館の藝妓おキンを買  
しせたのが抑も、龜三郎に頼り酒色の  
味を愛せさせて、其後更に常盤館へ連れ込  
み、同館の藝妓おミツに乗り替へさせたの  
である。◎ソレから東京へ出ては龜三郎を北  
里の大文字屋へ連れ込んだのを始めとして

### 主人に讒構

ました」とか、種々主人に讒構  
して遂に禁治産の申請を新發田裁判所へ提  
起するやうにしたのである。◎で奥向から反  
對の出た時に、主人は「龜三郎が金を遣つ  
たから」といふて、禁治産にする譯では無い  
が、竹次郎其他の悪者が附いて居て、外から  
金を借りて呉れては、眞からぬことを爲せ  
るの、で、止を得ず禁治産にするのである。  
◎辨解をしたさうだ、此言葉から想像して  
したか、文太が實際どうも知れる、龜三郎を讒構  
した人よしの徳次郎氏に、巧者な辨解の出来べき  
筈はないのであらうから、巧者な辨解の出来べき  
んで置いた事柄が、辨解の種になつて現  
れたもの、たゞいふことは誰しも合點が行  
であらう。◎須具四平といへば徳次郎  
氏が現在の弟であり、高橋清太郎といへば  
亡父の代から譲られた、古參で忠義な番頭  
郎である、此二人をば竹次郎、高橋清太郎とい  
不身持を思ひた餘り、影になり日向に

なつて心配したのを、文太は直ぐ護衛の種にして、遂に兩人を陥れたのであつて、文太が何處まで陰險慘忍な男であるかは、殆ど測り知ることが出来ぬ。

### 御家騒動 豪家の非運 (其)

市嶋家悪番頭の専横  
文太が龜三郎を頭狂院へ入れて、それでも猶ほ飽き足らず、更に龜三郎を遊蕩に墮落させて、遂に禁治産にしたまでの顛末は略は前回に記した通りの次第であるが、左なきだに文太の専横に嫌よからぬ龜三郎の事であるから、どうして此酷待と汚辱とを受けて、憤懣不平に禁へられやうぞ、茲に至つては坊ッちやん育ちの龜三郎と雖も、日夜非常に憤慨をして居たのである。これが爲めに近頃の龜三郎は、何とあつて

文太を追出したものだと、只ソレばかりに日暮思を凝らしてのみ居る様子であつたのが、どうしても思ふやうには行かないのみか、益々文太が跋扈して居る處から、憤

意に憤懣を重ねた末が、どうも本物の狂人になりさうな様子になつた。讀者よ、相馬の馬鹿殿様も狂人でないものを狂人らしらにして、遂には本物になつたとかなりそうだったとかいふ説であるが、龜三郎も遂に或は文太の爲めに、遠からず本物の印になるかも知れぬ、實に憎みても餘りあるは文太の暴横専横で、

### 父子相怨

人の骨肉を離間して父子相怨の容れざる所、之が爲めに狂人でないものを狂人にして、一生廢り物にするといふに至つては、正に天地に容る可らざる大罪人といはねばならぬ

### 御家騒動 豪家の非運 (其)

此事に就て文太と親交ある五十嵐敬止氏は社友が質問したのに對して「文太の非行は知らぬでもないが、僕としてソレを公言すべき關係ではない、ダガ龜三郎を禁治産にしたこと、事務所を新發田へ移したことの二件だけは、確かに間違つて居ると公

言して憚らない「云々と語つたのを見て、流石の五十嵐も是丈には辯護の途が無かつたものと思はれる。序に今一つ言ふて置くことがある、ソレは龜三郎の爲めに常盤館の藝妓おミツを身受したことで、文太は其身の代金を表向き三千圓と稱して居るが、ソレは主人の前丈で、實際の支拂は一十圓にしか過ぎない、其餘の二千圓は皆文太一味の徒が着服したので、新發田邊のへお藝妓に、三千圓の身の代金が必要といふのは、殆ど法外の相場である、固より眞に受けられた話ではないが、之が眞か偽かといふことは、主人徳次郎氏には分る等、文太の横着は此一事でも充分知ることが出来るのである。

### 御家騒動 豪家の非運 (其)

市嶋家悪番頭の専横  
文太が父子の間を割くのみならず、果ては夫婦をさへ離間した顛末は、前にも報する通りであるが、此事に關する從來の記事は、未だ語つて詳かならぬ所もあるもので、更に近頃探聞した事實を擧げて、その補足

とだが、文太の爲めに譚弄されて茲に至つた徳次郎氏にも、亦一點の人情があるや否やは、余輩の甚だ疑ふて居る所である。〇けれども人間は誰れにも、命は惜しいものであるから、其處へ附け込んで「同室は危険だ」と言はれば、少しは氣味のわるい觀念も起るであらう、文太は茲處へ目を附けて、旨く徳次郎氏に夫人を遠ざける心を起させ、尙其上に種々の手段で、其愛情を外へ移させるやうにしたので、此奸計に乗せられた、主人徳次郎氏の愚は甚だ憐むべきも、又其罪は聊か恕すべき點がある。〇徳次郎氏の愛情を外へ移させるといふ、文太の奸計は如何かといへば、ソレは先日といふた如く、三會のかハマを身受けして、新發田の別荘に圍まつて置き、之に據りて徳次郎氏の心を蕩かし、而して本宅へ歸さぬやうに仕向けるのである。徳次郎氏がイカニおハマに浮れて居るかは、先日其一例として去冬佛事中の事を擧げたが、それよりも更に甚しい一例は下に記す。事實である。〇ソレは本年の四月十六日、長女ちよ子の嫁入つた、牧口義矩氏の爲めに謁見

とすることにせう。〇文太は豫てより奥向に信用の無いことを知つて居る、何とあつて取入りたいものと百方計畫しても遂に奏功せぬ處から、イッソ破れかぶれに夫婦の中を離間して、實言の主人に入らないやうにする方が何寄の得策だと考へたので、私に機會を待つて居つた、折柄、夫人の健康が兎角勝れず、「些か肺病の徴がある」といふ醫師の診断を聞いた文太は、奇貨措くべしとして直ちに醫師の方へ手を廻はして、水原の旦那(夫人の實兄にして先代の伊左衛門氏)も肺病が基で死亡なりなされたのだから夫人も肺病に違はありませぬ、御同室なさるの危険です」と主人徳次郎に言はせたのである。〇スルと此計略は首尾よく當つて、左なきだに放埒に身を持ち崩し、内を外な徳次郎氏のことであるから、醫師の忠言(?)あつて以來、已に五年の今日に至る迄、本宅に居ることは極めて稀になり、タマに本宅へ歸つても奥へは入らず、自分は茶の間と店の間、四疊半の小座敷に臥して、夫婦全く室を異にして居る

のである。〇肺病は不治の症である、而かも傳染の恐るべきことは、誰しも知つて居る所であるから、市嶋夫人が果して肺病であつたならば、醫師の忠言も尤もな譯、随つて夫婦室を異にするのも固より止を得ないことであらうが、其後夫人の身体は、至極健康で何等の異状もないのである。〇讀者よ、市嶋夫人が眞の肺病患者であつて、五六年も無事に居られる筈はなからう、若し又假りに肺病の徴があつたものとして、之が爲めに夫婦の情交を絶たせるといふに至つては、到底人として忍ぶ可らざるどころではないか、而かも文太は此忍ぶ可らざることを敢てして、少しも憚る所は無い、文太は抑も人か鬼か、何と呆れ果たる冷血動物ではあるまいか。

宛然たる 御家騒動 豪家の非運 (其)  
市嶋家悪番頭の専横  
文太が徳次郎氏をして夫婦の愛情を割かしたる残忍は、殆ど人の仕業ではないこと

### 御家騒動 豪家の非運 (其)

市嶋家悪番頭の専横  
文太が徳次郎氏をして夫婦の愛情を割かしたる残忍は、殆ど人の仕業ではないこと

の禮を挙げた時のごときで、親族一同も御執  
件として来て居たにも、はらず、主人たる  
徳次郎氏は、毎夜深更酒宴の了るを待ち兼  
ねて、残りの料理を折に詰めて、ソレを  
揚げては新發田の別荘に赴いて、是は土産  
だぞとハハに與へては、嬉しくもないの  
を嬉しげに打ち笑ふ顔を見ては、餘念もな  
く一夜を明して翌朝アラリと歸つてくる、  
其有様の如何にも他愛の無いところは、丸  
で小供のやうであつたが、イカニハハに  
根根を失つて居れどもいふて、諸見客の手  
前もあるに、家内一同呆れ果て、こ

れも文太の仕業から起つた  
ことだと思ふ文太を憎むことが甚しくなつ  
て来た。處が其後六月六日に再び次女レイ  
子の嫁した高頭仁兵衛氏の爲めに、ヤハリ  
謁見の禮を擧げることとなつた、そこで文  
太は先度懲り居た時であるから、今度  
も毎晩主人に新發田へ往かれては、結局自  
分の信用に關するといふ處から、川崎哲太  
良の妻と相談して、私におハハを松原

の數寄屋に忍ばせて置いたのである  
◎松原の數寄屋といふのは邸内の奥まつ  
た處に在つて、本宅とは餘程かけ離れて居  
る所であるから、先年おハハがまだ身受さ  
れぬ前にも、コソコソ此處に二三日間潜んで  
居たのを、誰か知らずに居たのだそらな  
で、今回も哲太郎の妻と主人とに知らせた外  
には、誰にも内密にしたのであつた。計  
略は圖に中つて主人が新發田へ逃げ出す足  
は、これでバツタリ止まつたけれど、或時  
何か大事の場合にフト主人の姿が見へなく  
なつたので、本宅内は一室々々に捜しても  
見當らないから、若くは松原の數寄屋に  
もた出だらうかと、手代の橋本久三郎がッ  
ツと覗いて見た處か、何ぞ料らん主人徳次  
郎氏は白晝見苦しい醜態を極めて居るので  
あるから、久三郎も呆れ果て、聲を立て  
たこともあつた。◎徳次郎氏のおハハに於け  
るは、實に之程な關係で、片時離れること  
も出来ぬ位であるから、只之れ丈けても

夫人が空閑に泣くの  
破邪生よりの投書 (一)  
宛然たる豪家の非運 (港)  
市嶋家悪番頭の専横  
破邪生よりの投書 (二)

致さるゝ既に三句の長きに涉つて未だ已ま  
ず努めたりと云ふべし、僕市嶋家の内情を  
熟知するもの、記者がこれまで記されたる  
事を通讀するに、細事に幾許の錯誤なきに  
あらずと雖も、十の八九は余の知る事  
實と吻合し記者の探  
訪に周密なるに服せ  
り、余は記者と同く同家の衰運を慨し  
悪番頭の専横を憤る者、記者の種々書く  
るを待つて應援をなさん心懸を有せり、記  
者若し愈々種々に到らば請ふ一報せよ、  
必らず文太を驚かし  
市嶋主人を驚かし併  
せて世間を驚かすの  
秘密を暴露せん、余が如何  
に深く文太の秘密を知るやを記者或は疑は  
んか、請ふ下の一事情を以つて判せよ、人  
の銀行に預け置く存金の如きは秘中の秘と  
云ふべし、而かも余に於て一般の事を知る  
は何んでもなき事なり、即ち六月十  
六日の日附にて彼れ文太が某銀行に

當座預金をなしある金は正に五千  
九百七十一圓なり、既に金額  
を知る、銀行の何銀行たるを知るは勿論な  
れども、これはしばらく記載を遠慮すべし  
此の金額に些の相違なき事は預主たる文太  
こそ知るらめ、但し此の事實を掲げしは文  
太を攻撃せんとするにあらず、文太に對す  
る余の知識の一斑を證せんとし過ぎず  
初て記者の未だ謂はざる文太の秘事は、前  
陳の如く記者が愈々種々に窮するの附を  
待つて應援をなさん、差當り茲に市嶋家と  
御家騒動の真相 委しく云て解決を得ざる所ならん  
へは騒動原因の解剖 尙委しく  
云へば市嶋家主人と義弟伊左衛門氏との關  
係、主人と文太との關係、伊左衛門氏と文  
太との關係に就て記者の未だ説き及らざる  
所を説き聊か其参考に資せんとす  
新報新聞が文太攻撃をばしめてより、こ  
に三十餘日、悪事の七八分は既に暴露され  
了りたるに拘らず、彼れ尚番頭の職に在る  
のみならず、主人並に其義弟等が彼れを庇

護するの廣告をなして、今尚ほ之れを撤す  
るに至らず、こゝに於て世人は種々の疑惑  
を抱き思へらく、主人は眞に文太の非を認  
めざる乎、其の非を知るも之れを處分する  
能はざるに由る乎、主人は兎に再年若なる  
伊左衛門が、文太を庇護するは果して眞に  
文太を主家に忠なる番頭と思ひ居るが故乎  
抑々又渠れも文太と同穴の狸、互ひに相憐  
れみ相擁し悪事を共にするものなる乎、但  
しは彼れ伊左衛門内實文太の奸を知るも之  
を黙くるの斷と勇とを缺くにこれ由る乎  
種種の疑問は恐らく讀者の胸臆に湧い  
て解決を得ざる所ならん

宛然たる豪家の非運 (港)  
市嶋家悪番頭の専横  
破邪生よりの投書 (二)  
宛然たる豪家の非運 (港)  
市嶋家悪番頭の専横  
破邪生よりの投書 (二)



主人も佐藤も文太の  
姦を知らざるにあら  
ず、唯た之れを知る  
も之れを奈何ともな  
し能はざる。これ市  
島家禍根の日を遂ふ  
て益々深さを致し、  
遂に同家を斃さるれ  
ば止まざる所以也

今其の然る所以を以下説明せん  
徳次郎氏の為人や其の性質に就ては、記者  
も屢々述べられしが如く、一口に云へば空  
々たる大名華族とも云ふべき人柄にして、  
物事にコセツカサ至極落着よく、閑雅恬淡  
古茶人よろしくと云る所あり、勿論趣味  
などを帯び居る如き高尚なる處はなけれど  
も、元來寡言にして塵事を五月蠅く思ひた  
る處などは、禪家に似寄りし處なきにあら  
ず、斯かる種族の人は往々厭世的に陥り易

きものにて、徳次郎氏もまた四五年来特  
に厭世的になりし趣きあり、そは何が原因  
なりやと云ふに、氏の性質既に上陳如く  
なるが上に、一家にいろく彼の頭を病  
ましむる事件連年引續き出来せり彼の平田  
多七の一件及び長子の一件などは其の重  
なるもの、於是徳次郎氏はますます家事を  
五月蠅く思ひ、機會あらば何とぞかして此俗  
塵を免かれ煩悶を感せんと待ち構へ居る處  
へ、四五年前上京中大病に罹れり、此時氏  
自ら起つ能はずと覺悟したる程なりしが幸  
ひに快復したるより氏は宛がら棄てた命を  
拾つたごとき思ひをなし、如何に多くの財  
産を擁したりとて命あつての物種なり、紛  
々擾々たる塵事に携はり、幾許もなきあた  
ら餘命を惜殺せられんより、若かず家累を  
避けて優々自閑氣儘に餘生を送らんにはと  
氏は病後斯る觀念に打  
れて頓に豹変せり、新編

至つては一層深く而  
人に任かせるやうに  
なり、時々文太より事を相談すれば、  
暗にこれを五月蠅しとするはせになりしよ  
り、文太が増長するに至りしも無理からぬ  
次第にて、彼れが日に月に専横の舉動を甚  
しうするも、斯る不思議とするに足らず  
主人は斯く家事兩人に一任せるに付て思へ  
らく、文太をして東京に多くの地所を買は  
しめたるに、皆其價を二倍三倍せり、彼  
れなかく、才幹あり事を托するに足る、然  
れども彼れ過なさを保せず、伊左衛門は  
義弟にして堂々たる財産家なり、而かも家  
務の調理は余より寧ろ長せり

注 第六面も重要記事あり

(主人の斯く信ずるは根據なきにあらず、  
静月老人「徳次郎氏父」在世中は「三郎」  
今の伊左衛門氏をして一家の務に當ら  
しめ、主人たる今の徳次郎氏は事實上隠  
居たりしごとき時代ありければ也)  
文太の不都合は佐藤能く之れを御せんと、  
徳次郎氏の心事に斯の如し、然るに不幸  
にして氏の心事は全く齟齬し、兩人に委任  
せし其日より今日の禍根を養生したるを是  
非もなき

宛然たる 豪家の非運 (其)

破邪生よりの投書 (三)

文太が市島家の如き素封家の總理番頭たる  
器にあらざることは今更云ふも愚なるも、  
佐藤伊左衛門氏の、養子に附  
隨するあらゆる弱點、あらゆる悪質を有す  
る、これも世人の知る處、時に言ふにも及  
ばず、但世人は氏を不決斷なり優柔なりコ  
セツク人間なりなんど云ふ丈を知つて、其  
實氏はなかくに隠險なる狡

猾なる、義兄徳次郎氏の有せざる、  
又大家の出にあるまじ  
き性質を有するとは人多く知らず、  
知らぬも道理、義兄たる徳次郎氏すら之れ  
を知らず、特に文太の監督になし一家を托  
したる位なれば、即ち如斯なれば伊左衛  
門の性質と文太の性質と或る點に於て全く  
投合する所あり、而して不幸其投合  
の點は禍根を培養す  
べしと底の姦邪なる性にあるを  
如何せん、斯る人をして監督の位地に置き  
文太に萬事を托す、市島家今日の非運を見  
る怪しむに足らんや  
監督監督たらず、寧ろ文太の惡を補助する  
機械に過ぎざる事は後段委しく云ふとして  
先づ筆を此途に止め、第一に徳次郎氏は  
全く文太を不都合なきものとし、世間の見  
るごとく又自ら廣牛され居ること、内心  
も篤様に思ひ居らるゝややと案するに、  
事實決して然らず、余は在りては問の消  
息を悉く知り居れるが、何々今之を詳

述するの機會にあらざるが故に唯だ大略又  
を述べ置かん、確かに聞く所に據れば、  
昨年度の總勘定に於て本  
店所管(東京部は別經濟としてある)  
の帳尻に非常の大欠損ありし  
は、十萬圓許帳尻の合  
はざる事發見された  
り、此事實は佐藤も承知し居り、主人も  
無論知り居る事にて、此の帳尻の合はざる  
責任は、問ふ迄もなく文太にあるべき譯な  
り、さて又東京部は如何といふに内  
實最近四五年間は調査  
を遂げし事なしとされば主人  
も佐藤も内々文太が人知れ  
ず大穴を明けて置きはせぬか  
ど心配し居れるが事實なり、これ文の事實  
にて主人が文太の不都合を認め居るは分  
明なるべし、全体本店部の經濟は土地の收  
支に屬する單純の經濟なれば、本來これに

帳尻の合はざる如き事のあるべき等なき譯にて、況して文太のこの胡魔化し上手が帳簿を司り居ることなれば、假令ひ不都合ありとも之れを東京部へ移し、何れかし帳簿面丈を繕ひ得べき等なるに、其の尙ほ如斯くを處より考ふれば、本店部の經濟の紊れも思ひ遣らる次第なるが、更に東京部に至つてはカラクリの尤も多き處に伏魔殿は全く東京部に在り、されば主人や佐藤の内實鬼胎を抱き居るも無怪からぬ次第にて、市島家を滅亡に導く禍根は全く此の方面に伏在し居るものと知るべし。

**御家騒動 豪家の非運 (完)**  
**(市嶋家悪番頭の専横)**  
**破邪生よりの投書 (四)**  
以上掲げたる事實は、主人が確かに文太の不都合を認め居れる一例を挙げたるまでに、文太の罪惡が以上に止まらざるは無論なり、抑て主人が斯る不都合を認めつゝ、

又東京部の經濟を内々憂慮しつゝ、尙且文太を庇護し居らるゝは果して何故なるか、これに就ては記者や世人は、恐らく正當を得ざる觀察をなし居らるゝことと思はるゝが、これには抑々故あることにて、其の事情をよく明らかれば、主人が文太を庇護するも實は己むを得ざる譯合あるを知り得べし、一体主人は苟くも人を貶するを云ふ如き事を嫌ふ性質にて、これは確かに主人の美德の一端も云ふべき點なるが、以上のとき内政の失体になつても、自ら其責を引き、これ皆吾れの不明不徳の然らしむる所とて、人の咎むべきにあらずといひ居らるゝことにて、これも人を責むることを厭はるゝがためなれども、實は主人のつらくも事情に於て己むを得ざる其次第は、前に述べたる如く、徳次郎氏は既に家政を擧げて文太に托し、是が監督を義弟伊左衛門氏に打せり、然るに過失あり

**督の不行届を責むると同ト事にて、これは主人の甚だ忍びざる所なり、畢竟兄弟とは云へ、同腹でなき爲め斯かる餘計の遠慮もある譯にて、主人の忍びずとするも一應無理ならぬ所、全体他家へ養子に往き居るものに自分か家事を見るに懶しとて之に一任せしことなれば、徳次郎氏温籍の人にあらざるも、ソウバがみく、去りて徳次郎氏の衷情を酌み見れば、實にせつなき處に於て、我々あの温順なる氏をよく知り居るだけに、其心事を推し測れば坐ろに潸然涙の下るを禁ず能はざるを覺ゆるなり。**  
以上の如き事情なれば、仕合せものは文太にぞある、**彼は佐藤の袖の下に隠れ居るより、其の非行如何に顯著にても主人はこれを處すること能はず、否なく**

其の非行大なれば大なるほど、顯著なれば顯著なるほど、監督者たる佐藤の罪責は大且つ深くなる譯合なれば、**主人は益々義理ある弟に遠慮せねばならぬ事となる。**乃ち主人は市島家の到底滅亡に赴くを知りつゝ、これを如何にもなし能はざる所以にして思へば徳次郎氏の心事も亦悲むべし

**宛然たる 豪家の非運 (早)**  
**(市嶋家悪番頭の専横)**  
**破邪生よりの投書 (五)**  
徳次郎氏の心事は他人すら之れを憐むに之れを憐まざる者は意外にも佐藤其人にて、**義兄が自ら其責を引き居るを氣の毒とも思はず、却て文太の惡を蔽ふに汲々たるは何事ぞや、**人の確かに知る處に據れば、

佐藤は新潟新聞が文太の非行を書き初むるや漸く物議の騷然たらんことを逆視し、言を市島事務所(新發田に於ける)の帳簿検査に托し、**其實は帳簿の改竄を行ひ、陽には物論に促され試みに帳簿の検査を行へるが如く粧ひて陰には前述の帳尻の合はざる所を糊塗し、頭顱三ツ(佐藤、文太、川崎)赤くなり青くなり密々喃喃、彼れ五十露盤をば下さ、これ帳簿を切りはぎし、他人の戸外に立つを叱し、疑議多し、時漸く胡魔化したしたるは、今現に事務所存しある帳簿なり。**如此して所謂の昨年度の棚卸勘定の帳尻の合はざるが台ひ、而る後佐藤や文太や川崎等は、人に向つて揚言して曰く、世間では彼此云へども帳簿こそ證人なれど、不都合がある、文太こそ前代未開の番頭なり、歴代の番頭は只だ産を守るに過ぎず、

**宛然たる 豪家の非運 (早)**  
**(市嶋家悪番頭の専横)**  
**破邪生よりの投書 (六)**  
主人徳次郎氏が目して以て文太の監督者となし居る**佐藤**は實は文太の失態を庇護し糊塗し胡魔化し、而て翻つて**文太の徳を頌し居る人**なりと

云は、人恐らくは驚くべし、然れども不幸にして其の事實なるを奈何せん、唯だそれ事實なり、徳次郎氏こそ義理ある弟なれば、忍び得ざるをも忍びて遠慮し居れ、市島家の後聞に至つては織塵の微だも佐藤に信を措き居らず、其故は徳次郎氏の室は、佐藤家より嫁せし人なれば、縁故より云へば是非共佐藤を信せざるべからざる關係なれど、佐藤が獨り文太の非行を矯めざるのみか、益々附けて之れを増長せしめつゝあるが故に、實際佐藤をば文太の共謀者を以て目し文太と同一く獅子心中の蟲として厭ひ居れり併しながら元來佐藤伊左衛門といへる男は、光線によりたる寫眞に據つて見れば最も猜忌深き人物なる故、決して文太を以て質家の爲に利益なる者とは信し居らざるべし云ふのらあらば、文太は質家の忠臣にあらず、然れども今日彼れを處分すれば必ず質家に禍害をなさん、若かず暫く時機を

待つて處せんにはと、彼れの説或は期のとけんも彼れ抑々文太を處し得べき力備あるものにあらず、彼れは寧ろ命を得ざる者、何となれば佐藤の弱點は文太悉く之れを握り居ればなり、彼れは養子の身分なれば文太以外に語る可からざる多くの秘密を有せり、例へば借金金の如き實家名義となし置きて養家に内々なるものあるが如き皆な文太と協議の上上に成りしものにて、此等の關係上監督者と被監督者とは既に早くより事實上其位置を顛倒せり、況んや文太が新聞の攻撃を受けつゝある真最中、救を佐藤に求むべき文太が却つて佐藤を救ふの位置に立ち、過日の貴社新聞にも見へしごとく、近頃に至り佐藤が養母や店のものに内借金をはくられ、狼狽して救を文太に求

注 第四面に重要記事あり  
めしが如き奇劇を演ずるに至つては既に勢を顛倒す、假令佐藤に内々文太を處分するの意志ありとするも、恰も跛者の歩行に意わると一般、滑稽これより甚しきはあらず、誰れか一笑を催さざらん、吾人は徳次郎氏の心事を憐れむと同時に、佐藤の爲人の餘りに陋劣なるに嘔吐を禁ずる能はざる也記者足下、余は重ねて云ふ、余が手に握り居れる秘密は尙ほ暴露すべきの時機にあらず、暫く旬日の後を待つとして、今はたゞ市島家主人——佐藤伊左衛門——文太の關係につき聊か知る所を記して記者足下の參考に資するのみ (完)

### ○宛然たる 豪家の非運 (望)

(市嶋家患番頭の専横)

破邪生の投書は一先昨日で終つたのであるが、是に依て見ると、破邪生は自らいふ如く、實際市島家の内情には餘程通曉して居るらしく、其いふ處は大跡に於て余輩の探知した事實と符合して居て、頗る真相を穿つたものであるといつてよい。唯一つ「文太が帳尻を合はなくして居る」といつた事だけは奈何しても間違つて居る。常識から考へて見ても、文太程の悪事を働くものが、手代小僧の爲に倣うて、一見せらるれば直に其陥が發覺する様な、帳尻を合はなくして居るなどの幼々しい手技があらうとは思はれぬ。元より文太が其帳簿を胡魔化して居る事は余輩の從來屢々記した通りであるが、其ヤリ口は帳尻を合はなくして置く様なソナ淺薄などではなくて、帳尻こそ合へ、帳簿全体が不正を以つて充たされて居る様に持へてあるのである。従つて是を發見しやうとするには、精しく其間の事情に通つて居る上に、眼光紙背に徹する

底の明があり、毛を吹て痕を摸る秋烈の態度に出で、始めてよく爲べきであつて、生中の事では其毫端をも覗み譯には行かないのである。○余輩は此等帳簿の検査に關聯して二の事件を知つて居る。以下之に就て少しく話す事にしよう。○とは近く先月上旬の出来事である。文太の管掌して居る帳簿の不正に充てあるといふとは心ある者の皆密に睨んで居た處であつたが、**我が社の此記**として、徳次郎には異母弟、伊左衛門には實兄である**十五郎**より**文太は慥に帳簿を胡魔化して居る**からといふので**帳簿検査**の事を持出したのである。○元より文太一味の輩に於ても此の如き事に表立つて異議を並ぶべき口實もなく、主

注 第六面に重要記事あり  
人立合の上十二日を行以つて帳簿検査を行ふといふと定つた。○處が伊左衛門は其約束した十二日より二日前の十日、無論十五郎には何一言の通知もなく、**唯一人**で新發田に行つて、ソコへ帳簿を披見したのみで、歸途直に天王に立寄り、検査の結果、**帳簿には一點怪しむべき處**なし、のみならず財産も多少増殖して居るのには文太が忠實なる所爲の故である、是を疑ふなどは全く十五郎が故意より出たのであると吹込んだ。○デ、十二日になつて、何も知らぬ十五郎が、打合せのり天王に行つた時には、徳次郎の立派、甚しく、帳簿の検査ドコか、却つて散々の不首尾で終つたのである。○唯此一事、讀者

諸君は之を何と見る。伊左衛門が殊更に十五郎を出抜て、二日前に己一人帳簿の検査に出掛たといふ事は、一面には即ち、文太が管掌して居る帳簿に、不正な處がある事を証立すると共に、一面には又即ち、其不正のある事を伊左衛門も知つて居て、知つて居て尙且文太を庇護せねばならぬ程、兩人相結托して居る事を明にする、動かす可らざる一の証據ではない歟。若し夫れ其徳次郎を欺瞞して、却て現在血を分けた兄の十五郎を讒呪した如きも、以て伊左衛門が骨肉に對しても、酷薄よく忍ぶ事の証と見れば見る可きであるけれど、此の如きは伊左衛門に取つては、寧ろ尋常普通の事であるのは今更いふまでもないと思ふ。

### 宛然たる 豪家の非運 (四)

御家騒動 (市島家悪番頭の専横)  
十五郎から持出した帳簿検査の一紙は、全く以上の如き結果を以て終つたのであるが、余輩は尙別に下妻嘉平治

に於て相當の御助力がある都合であれば、私共も雙袖脱で奔走しやうし、私共は於て奔走すれば少くも二千票は立派に收められ、見分は充分で、之は下妻嘉平治が臨御請合ひ申上るが、と説いて伊左衛門に油を懸けたのである。○左なきだに相結托して居る間柄であり、殊に妙な意地を持つて居る伊左衛門は、嘉平治が二千票は請合ふといつた此口上に乗せられ、「天王に於ても自ら分も、文太の行動に對しては毛頭隔意は無く、従つて文太が市島家に於る關係は將來と雖も變る所はないと思ふ、今回の撰擧に就ても、ソウさふ旨と都合であれば、自分等よりも何分宜しく御助力を願ひ度い」と返答をした。

の進言に基いて市島家の帳簿検査が行はれた事實を知つて居る。○いふまでもなく故らに帳簿を検査するなぞといふとは、普通の家で頗る重大事である、殊に市島家の如き豪家に於ては尙ほ一層である。コレが十五郎の口にすれば、切つても切れぬ血族の間柄であるから、其申出が行はれたのは元より當然の次第であるけれど、下妻嘉平治に至つては、元より親戚ではなし、帳簿を云々する程特に懇意であるといふではなし、或は又、時に依つては利益の爲に文太の手足爪牙となつて働かぬとも限らぬけれど、敢て市島家の番頭雇人でもないのであるから、其嘉平治の言葉に據つて、假りに帳簿検査が行はれたとすれば、必然其間には何等か特別の事情がなければならぬ、大いに、シカも甚だ面白い事情で

豫て此くあるべしと期待して居た嘉平治は仕済したりと思ふ心を色にも出さずに、宜しう御座る。サウいふ御話であつて見れば、私一人は之で安心して、運動を始めましたやうけれど、尙ほ他にも斯様の事情を知らぬ五六の有志者がありますから、此等にも直接此御話を、戴き度い」と、終に思ふツボに引寄せ、此結果が十五郎新發田高橋階階上の下妻嘉平治、田邊久藏(代理)其他五六名集會の場にて、親しく徳次郎伊左衛門兩人より文太依頼といふとに成つたのである。○併、世間に於ては此の如き嘉平治が、元より現はれず、單に此が市島佐藤向家の依頼といふとに見られて居るのは、又太等の略美事其圖に中つたといつてよからう。而して帳簿検査といふのは此事件に關聯して起つた事である。(此項未完)

ある。○先月十日前後の事である。嘉平治より伊左衛門宛て新發田に於て面談せんとを電報で申込んだ。ア、兩人會合の際に於る嘉平治の口上は、能く御出でを願つて恐縮ですが、用事といふのは文太郎の撰擧に關する。○「いふを首に、嘉平治より全体文太郎は、將來も猶現在の如く市島家に置かれる胸算であるか、若し果して從前の如く市島家に文太郎を使はれるとするならば、今回文太郎が候補者として打て出るに就て市島家佐藤家には如何なる態度を執らるゝ筈であるか。今回の行動が全く文太郎の一存に出、天王にも下條にも毫も關係せらるゝ處がないといふ次第ならば、私共も無論掛構はない」

### 宛然たる 豪家の非運 (四)

御家騒動 (市島家悪番頭の専横)  
前陳の如き計略からして、高橋館に於る市島佐藤両家よりの、文太推薦依頼となつたのであるが、此事が首尾よく行はれると同時に、下妻嘉平治から又一の請求を伊左衛門に申込んだ、前々よりいふ帳簿検査とは之より起つたものであつて、嘉平治が其理由とする所はかうである。○既に此天下下條よりの依頼とあれば我々に於いて犬馬の勞を盡すは勿論であるが、それにしても此度の文太郎が選挙運動に對する第一の障礙は新發田新聞である、新發田新聞の文太郎攻撃の記事である、ア、運動の手始めに、何れも彼の記事の功力を殺ぐことを計らねばならぬ。ソレには茲に帳簿検査といふ屈強の事がある、此際至急市島家に於て、帳簿を検査せられるが宜しい、其の結果、所謂文太郎の悪事なるも

注 第四面も重要記事あり  
い決心である、併、萬一 両家

のが、少しでも発見せられたとすれば、之は早何とも致方がない、けれども如何に調査して見ても、文太郎に一點暗い行爲がない事、判然すれば、此事實を世間に公表して、新潟新聞の記事の全然虚妄であるの明かにするが宜しい……とかうである。○かう持込まれては、伊左衛門に於て、元より異存をいふべき筈はない、直に此嘉平治の言に據り去六月の二十日頃、**徳次郎伊左衛門**二人で本店所管の帳簿検査を執行した。○此帳簿検査

の結果は、逆下め観るに難くない。即ち前にもいふ通り、帳簿検査などいふとは假令真面目に掛つたとしても、生中の者に出来得る業ではないのであるのに、其據つて来る事情が前の通りであり、一人の伊左衛門は同穴の貉、肝腎の徳次郎氏如きに至ては始めより帳簿などの解らう筈もないのであるから、是亦文太郎嘉平治等の待設た通り、帳簿検査の結果文太郎の行爲には秋毫

非難すべき點なしといふに決定して、さして其末が○市島文太郎の當家へ對したる事柄に付種々の浮説をなすものあるも當家に於ては不都合を認めず、市島徳次郎、佐藤伊左衛門、須具正忠といふ上段の如き馬鹿々々しき廣告を見るに至つたのである。○即ち市島佐藤向家の文太郎推薦依頼といふことも、不都合を認めずといふ廣告も、一に下妻嘉平治が「二千票請合」などいふ無鉄砲の言を並べて、伊左衛門に油を懸けて言質を取り、段々深味に誘き寄せた結果と解つては、幽霊の正体見たる枯尾花よりも尚一層間の抜けた譯合ではないか。

意注 第四面に重要記事あり

宛然たる 豪家の非運 (五)

見られて居た者であるが、其れは只眞の上で、口先や人前では、殊勝ナ事をいひ

意注 第四面に重要記事あり

宛然たる 豪家の非運 (五)

移轉しやうとした、處で水原より天王は鬼門に當るので、中々斷行が出来ない、不得止一時葛塚へ行き同所で一兩年を過して後葛塚からは天王へは方向が違ふて鬼門には當らぬので、漸く其處から天王へ移住の計書をしたのだ。○市島家も此頃は兵燹やら移轉やらで、家政も面白くはなかつたのだが天王へ移住してからは彼の高橋清太郎を抜擢して改革に従事し、漸く恢復といふ場合になつた。そこで静月翁は、市島家の今日を致したのは、全く鬼門を避けたからだと自信して居たので、常に口癖の様に鬼門の事を話して居たさうである。○夫だから當主人徳次郎氏も無論此事は耳にタコの出来る程聞いて居るとである。然るに静月翁歿してから程久しからずして、清太郎は放逐さ

意注 第四面に重要記事あり

宛然たる 豪家の非運 (五)

れ、文太郎が今の如く至權を握り、終には事務所を新發田に遷したのみならず、徳次郎氏も亦別宅を、處に構へて、年中付切りの姿である。處が、其の新發田は天王よりは(水原より)マトモ鬼門に當て居るのである。○そこで静月翁に親しくして居た或垂

市島家共々伊左衛門は全く無關係といふに決心

市島家共々伊左衛門は全く無關係といふに決心

市島家共々伊左衛門は全く無關係といふに決心

死の老翁が、此事を傳聞していふには「徳次郎氏が如何に酒の爲めに腸を腐らし、如何に色の爲めに心を過かして居るとはいへる他の萬事はさて置き、只此静月翁の鬼門の一話だけは忘るゝ等もあるまい、忘るゝとさへあらざれば、毫末なり昔の徳次郎氏の心を存したらんには、一念之に思到らば懼然として容を改め、惶然として涙を揮ひ即日にも新發田を引拂ふべき筈であるのに何事を今尚却つ安閑と此處に生身の菩薩を擁してあらんとは、勿論萬事が文太の措置に出るとはいへ、只此事だけは天魔鬼神の魅つたでもあらうか、慨かはいいとである。長生をしたた陰に、遠からず、アノ大家の屋敷跡が茄子畑になるのを見るときか」と非常に嘆息して居る。○餘人は「は、徳次郎氏たるもの此記事を見て、果して如何の感があらう。」

### ◎宛然たる豪家の非運 (四十七) 御家騒動 市嶋家悪番頭の専横

○町内に知らぬは亭主計なり』『燈臺下暗し』などとはよく聞く諺で、又屢々實際にかた(御内方)ではとくに

注 第四面も重要記事あり  
わゆるい事をするやつ  
とゆる事とは、とくに  
れしりであるのになぜこの  
まゝに祀さしめたか(御差置)なるか、な  
んと申しても天王の父上御開入れなきと  
さは、なんとかたもだちたるしんる(親  
類)方とも相談をなし、其上にて申上  
ばならぬと申して、しんはい(心配)いたし  
たります。母上様にはいかゞのおかんが  
い(御考)であるか、おれもよう(御尊様)仰  
せさせ下され度ねねがい申上候。わた  
くしまかりいび、いろく、申上度事には  
○○(原文不明)月もかさなり途中按事  
られ候まゝ、てがみにて申上候かしこ。  
尙々此間文太郎を議員にせん擧の事と  
ちらにも御頼みに御よこしおそばされ  
たりとゆうて、天王の遊ばされ方にみ  
な、驚きおひります

合つた言であるが、獨り文太の罪惡に至つては、苟も些少なり彼のヤリ口を知つて居る他人は、必ずや又彼の罪惡を知つて居ると共に、市嶋家と最も親しい血族の間柄にあるものは、又更によく其罪惡を知つて居る。何となれば、彼等血族は多くは自文太の爲に苦められた者、さもなければ現在の親なり兄弟なり或は叔父叔母なりが、文太の爲に血の涙を流して居るのを目の前、親しく聞視した者、今現に聞視しつゝあるものだからである。之に就て余輩は近頃、此間の事情を推測するに足るべき、有力なる一の證據を手に入れた。○其は近く先月の十六日に津有の保坂潤治氏の妻ツマ子より、徳次郎氏の紙で、左に載するものが即ちその寫である。ツマ子は徳次郎氏の三女、即ち子より其母に寄せた手書であるから、言々皆其真裏より發したもので、些の虚飾もなければ、少しの誇大なないとは疑ふべくもあるまい。

の妻ツマ子より、徳次郎氏の紙で、左に載するものが即ちその寫である。ツマ子は徳次郎氏の三女、即ち子より其母に寄せた手書であるから、言々皆其真裏より發したもので、些の虚飾もなければ、少しの誇大なないとは疑ふべくもあるまい。

### ◎宛然たる豪家の非運 (四十八) 御家騒動 市嶋家悪番頭の専横

○文太が主家の骨肉間に處するの策は、總て「痛か負ける」の主義である。龜三郎を押籠めたのも、内方ヘツラツラ當るのも、皆此主義から出たもので、他の親族では、市島十五郎、須貝正忠、或は此の平田多七を遇する如き、最も酷薄を極めて居る。平田の妻あい子が、兄の徳次郎に助力を請はんとして、東京の別荘に絶食された始末は、一通り先日紙上に記したが、アレには多少詳細に相違があることを發見したから、尙其詳細を記すとした。○全体平田は一時事業家を以て自任して居た程で、種々の事業に手を出しても見たが、不幸にしていつも失敗に了つて、已を得ず所有の田地を一萬六千圓に、金目山の山林を五千圓に、市嶋家

左衛門の口より、元價一萬六千圓さへ償還したなら、何時でも返地してやるといふ承諾を得た。○斯うなつて見ると、平田は義理にも三千五百圓の請求は出来なくなつたの

郎の爲に耻をかゝねばならぬ。天王の父上に對し自分共の如き新しき縁家にて、しかも若年ものが、彼是申上る事は、遠慮申さねばならぬわけなれども、やむなければまかり出ると申して祀ります。○父上(徳次郎氏を指す)は文太郎の爲め今日の如く世間へおれこれうわさをたされおそばすといふ事は、誠にくさんねんたいたりに御座候。わたくしどもも毎日他人にゆびさされ(指され)わらわれ(笑れ)候ようのさがいだし、せけんがせまくなりしようなることち(世間が狭くなり)様なる心地)いたし申候。潤治の申には召使ひの爲めこんな記事をだされて天王の父上(徳次郎氏)下條(佐藤伊太衛門)新川(須貝正忠)の叔父様方迄新聞に文太郎の事を廣告なさるとは何事である。○文太郎の事は、おは、様(祖母即ち徳次郎氏生母宮島氏)始め皆様あうち

へ賣渡し、其代金の内、一萬五千圓は七ヶ年間市嶋家に於て年五分の利を以て預るとにしたのは、明治廿五年に、平田が函館の魚油會社で失敗した時とで、其一萬五千圓を保管する理由は、ツマリ又平田がツマラ事業に手を出して失敗してはよくないからといふのであつた。○然るに翌廿六年の十月中、平田は是非ならぬ入用の爲め、三千五百圓だけ前預金の中より引出し度いと佐藤伊左衛門に依りて、市嶋家に向つて請求に及んだ、處がそれには徳次郎も承知せず、金で預けて置くよりは、前途地價騰貴の見込もあるから、元の田地のまゝ保管して貰ふやうに方法を替わつたが善からうと思つて貰ふものもあつたので、平田も其氣になり、徳次郎にも伊左衛門にも交渉の上伊



くべきことではないか。○處で文太のヤリ口である、等しく相場といつても、方法に依つては絶体に危険といふでもないが、文太のヤリ口は奈何であるか、之に就て余輩は東京なる最も信用すべき某探眞所に依託して捜索したとがある、其報告に依ると

文太郎は市島徳次郎の番頭に於て、重に東京に於る同人の財政を管理し居るを以つて同人の各地所株券を賣買質入するとあり、殊に此四五年來株券賣買に身を入れ、横山久太郎(屋號兼久)山中清兵衛其他二三の仲買店に於て盛んに投機を試み居り、郵船株のみにて一時二千餘株を所持せしが、去六月迄に志皆賣拂ひ、今は又幾許も残り居るが如き其一例とす、是等の取引は悉

### 注 第四面に重要記事あり

山久太郎、山一といふのは小池國三といふ仲買である○即ち此記事に據つて見ると、文太は七月限を買つて居つたが、ソレを失敗して八月限に約二萬株を棄換したのである○近來株式は非常の不味續で、一頃から見ると右等の株も一株に就て十圓以上も下

肘を受る處なき模様にして、甚だ放大なるヤリ振りなれば、其筋のものは、萬

### 一の損失ある時は、主人に歸するが故に斯く大膽なるならん

信下居り。云々。○此を見れば文太のヤリ口が、如何に天下晴れて黒人流に大山を張つて大バクチを打つて居るか、解ると共に、其危険の度も亦充分推察せられるではないか○郵船株三千といへば少くも二十萬圓を動かさなければならぬ、併し之とて唯郵船株のみで居る事であるから、其他には幾何奈何なつて居るか殆んど解らないのである、此の如くにして只一步を誤れば、如何に市島家と雖も即日祖先傳來の土地も財産も總て人手に渡さなければならぬとなつて居る市島家の主人は果して之を知つて居るであらうか、之を知つて居る尚且文太に任して居るのであらうか○併、余輩探知したとは尙右に止らぬ余輩は目下今現

### 文太が大バクチを打ちつゝある次第及其

爲に多大の損失を蒙つた事實を知つて居る (未完)

### 宛然たる豪家の非運 (五)

○御家騒動 文一六勝負の實証 本月六日發刊 都新聞の商況欄に左の一節がある  
兼久と山一の買 去月末に關西九州炭礦郵船の買ひ玉を乗り替むしもある當時其買ひ客は北國の某と報たりしが全く兼久印と山一商店とにて鐵株と郵船とを合して二萬株も買ひ居るは越後の豪商市島家の別家市島某氏が前敗を回復なさるゝ感手口と知られたり  
此の記事中越後の豪商市島家の別家市島某とあるのは、いふまでもなく豪農市島家の番頭市島文太郎のことである、兼久とは前にいふ仲買横

### 注 第六面に重要記事あり

ても、まだ文太が一六勝負をヤル事を認めぬのであらうか、認めても尚且是を放任して置くのであらうか、是を放任して於ても傳來の資産が危険であると思はぬのであらうか、祖先よりの家聲を汚すとも思はぬのであらうか、或ひは主人は既に文太の爲に感溺され切つて居て到底いふに足らぬとしてもよし、抑も亦他の着實なる親戚宗族は如何、不都合極る召使一人を裁り、宗家を此危険、此不面目より逐ふものはないの

### 宛然たる豪家の非運 (三)

○御家騒動 市島家悪番頭の専横 (三) 話は四十九回の續である。前いつたやうな次第で、伊ノ衛門と平田との間は、スツタモンダして居たのを、流石女氣の、雙方の細君が見兼ねて、親意同士そんな角芽立

### 勝負の一証として掲げた迄である

が、已れ自身代議士の候補者に立つて、血眼になつて運動最中なるにも係らず、東京と越後と懸け隔てながら、尙且斯る危険千萬なる大山を張つて居るのである、之より見ると、文太が平生無事の時、自身東京に居る時には、如何に無鉄砲なる大バクチを打つか、五分推察せらるゝではないか○嗚呼市島家の主人は此確實なる証據があつ

### 宛然たる豪家の非運 (四)

○御家騒動 市島家悪番頭の専横 (四) 一人遙々上京し、譯である○アイ子が徳次郎を金木の邸に訪ふた時は、生憎妻アイ子と文太とのみ、徳次郎は不在であつた、文太等は其行先を知らさなかつたが、數日後、三會のハマを携へて王子の別荘に在ると聞き、漸く私かに往つて事情を訴へた。其處は骨肉の間であるから、徳次郎も其話を聞て、ホロ／＼と涙を流し「ソレは



如何にも氣の毒の話であるが、兎に角、金杉に往つて相談しやう」と、即時にアイ子と一緒に王子を歸つたのである。然るに徳次郎が金杉へ歸つた折、文太は其隣家なる松源の支店で飲んで居たのであるが、之を聞くや手紙を以て「急用出来、是非御目に懸り度し、直に御光來を乞ふ」と申送り、徳次郎を引出して「今アナンものに御逢ひになされては大變な事になります」と、終に何處へか徳次郎の身を隠さして了つた。一方のアイ子は斯くとは知らぬ、待てど暮せど徳次郎は歸つて來ぬ「奈何なされた」と問へば「何處へたいてになりしか分らず」との答へは、又々文太が水を注したのかど氣がつくと共に女ながら憤怒の餘「サラバ幾日でも御歸り迄待ちましやう」と立ちどまらなかつた。すると、其儘其處に置たまふ、文太は三日三晩といふもの燈火も付けず、一度の食事をさへ與へなかつた。○そし

て一方急電を水原に發し伊左衛門を呼寄せた、伊左衛門は川崎哲太郎を連れ、急行して金杉の邸に着くや、直にアイ子に會ふて來意を問ひ「そんな談判に應ずるとは出来ぬ」と一言の下に峻拒し尙「お前は何時までそんな馬鹿をいふて居る、それより早く見切を付けて離別して了へ、離

### 注 第四面に重要記事あり

別しなれば兄弟の縁も是きり、以後市島家の園も跨がせぬから左様覺悟しろ恐嚇した。併しかうなつては女ながら口惜しさに度胸は据る「妾は兄さんの份付で此に待つて居るのです、何も貴方なら其様と云はれる譯はありませぬから、兄さんの御伊左衛門も詮方なく勝手にして」と立去つたが、又壯士らさきもの二人を引連れて死んで、文太、哲太郎と六人して退去を逼つてアイ子が泣いて動かぬので、終に又角神巡查二人を呼んで来て、脅したり睨んだり弱き女一人を都合八人の男

があつて、文太の鼻息を伺はず、其罪惡を補助しないものは、皆悉く平田と大同小異の目に遇ふのである。須貝四平然り、市島十五郎然り、白勢和一郎も亦同様であつた。乍併此等の者でも、一端抗争するの力が竭きて、己むなく其軍門に降を乞ふ様になれば、文太は又是等を爪牙として、其親族であるといふ關係を利用する。這般のやり方は真に「宛然たる御家騒動」である。○白勢和一郎は今こそ相當なる文太の乾分であるが、此男も亦一時は随分ヒドイ目に逢はされたものだ。和一郎が祖母の喪の爲に、東京から歸國する旅費さへ貸さなかつたとは既に記したが、如何に文太が和一郎を苦めたかは、和一郎が唯僅々十五圓の月給を得んが爲、市島家現主人の妹婿である身が、妻にまで分れて、遙々大阪の商船會社に往つて居た一事で見れば分明である。○文太が和一郎を苦めたのはそれには、和一郎の妻ハナが、夫の窮を見兼ね、月々の巴の少費の中から、密々和一郎に貢で居たのを曝付け、此を一の理由とし、厭きも厭かれもせぬ夫婦中を割かんとし

### ハナ離縁を説かしたとさへある。幸にして之に

は宮島氏が絶体に不同意で「ハナが若し離縁などいふ其様馬鹿など同意するやうならば、二度と他家へ嫁がね様に、自分が髪を切つて居にしてやる」といふ言で消にはなつたけれど、毎度ながら又いつて文太伊左衛門の所業が、如何に人情に違つて居るかを知らぬ等が出来るではないか。

### 宛然たる 豪家の非運 (五)

市島家悪番頭の専横 (五) 白勢和一郎が一時文太に苦められて居たのが、今は其爪牙になつて居る事は以上の通りであるが、徳次郎伊左衛門の實弟である須貝四平も今こそ「當家に於ては不都合を認めず」などと馬鹿らしき廣告に名を出す程矢張り文太に利用せられて居るけれど、此男も一時は文太の爲に一通りならぬヒドイ目に遭はされたものである。○先代須貝四平が亡なつて、市島家から婚養子に往つた先代の四平が家督を續けた時、當分の間といふと、市島家から文太を後見と

### 門外に引ズり出したのである。○度々のとて

して、手取り足取り門外に引ズり出したのである。○度々のとてあるから余輩は多くをいはぬ。唯以上の如き所業、是が召使として主人の骨肉に對する態度であらうか、是が現在血を分けた兄弟に對する態度であらうか、或は又紳士としての行爲であらうか、抑も亦是が人間として果して出來得べき事であるであらうか。マア、文太伊左衛門の肺には一點人間の血が存して居るであらうか。

### 宛然たる 豪家の非運 (五)

市島家悪番頭の専横 (五) 文太が平田多七一家に對するやり方は、前陳の通りであつたが、其れは唯特に平田に對してのみではなく、文太が市島家の親族を遇する態度は總て是である。蓋し彼が斯様の處置に出るのは、必ずしも其對手に對心處があつてはなくて、前いふ通り根を断ち葉を枯らし幹一本立にして置て、已一人専横を働かんとする魂膽から來たのである。○だからして荷も市島家に多少の縁故

### して遣つたとがある。○處が、文太は前より

度々いふ通り「根を断ち葉を枯らす」流で、此四平が主家の親戚で居て相當の地位を保つて居るのは、巴の専横を働くに都合がよくないと見たものだから、泥棒が鍵を貰つたよりも喜んで、其後見といふのを利用し、乾兒の清地竹次郎が須貝家に縁故があるのを幸ひ、二人で散々に煽て上げ、放蕩はさす、ハナは引かず、米株式の投機にも手を出さず、利益があれば二人で取る、損が行けば四平に背負はして、瞬之間に五萬圓

### 五萬圓

近頃の穴を開けさせて了つた。○其骨肉を監督せんが爲に、主人から態々遣られた後見の身で、自ら旨い汁を吸ふが爲、工本んで五萬圓近くの穴を開けさせたすれば、惡事も此處等でモウ大極である。併し文太のやり方は尙此様とで止らなかつた。○文太は四平に五萬圓近くの穴を開けさせると共に、一方又先々代四平の未亡人即ち市島家より入りし(四平の養母)と人即ち市島家より入りし(四平の養母)と結託し、全然四平を押込隠居にし、四平の細君を引離し、之を未亡人の甥に當る白勢鹿次郎に妻はして須貝家を相續

さやうと謀つたのである。此に注意すべきは文太が縁も由緒もない、鹿次郎を家督にする事に同意したである、單に四平を押し込めるの刷毛序と見ればそれまでであるが、それにしても平生己の利益にならぬには指も付けぬ文太のヤリ口には甚だ不都合ではないか。處で此間の事情に就て余輩は一可笑しな風説を聞て居る、其風説は元より風説であるけれども、居る根拠のある風説であるそれは即ち文太と未亡人との間に醜行のあつたといふ噂で此様なとまで書くのは筆の汚ではあるけれども、話の順序であるから、余輩は忍んで之を次回に披露するとしやう。

### 太と未亡人との間に醜行のあつたといふ噂で此様なとまで書くのは筆の汚ではあるけれども、話の順序であるから、余輩は忍んで之を次回に披露するとしやう。

この次第こそ元より世間には知れ渡つては居ないけれど、未だ年の若い四平が今現に隠居して居る不思議の事實がよく此の事の間違でないことを証明するのである。併、既に一度苦めて其力を無くして下へは、それで今度は文太が是れを利用する時である。四平も近頃隠居所の建築費などを貰つて、スツカリ文太に手懐けられ、初の事は忘れて今では、和一郎等と共に爪牙となつて文太の事を助けて居る。

### 豪家の悲運 (五)

宛然たる市島家悪番頭の専横 (五)  
報國合資會社に關する文太の罪惡に就いて、盛岡よりの投書は、前回に載せた通りである。多少の相違こそあれ、其いふ處は、大抵に於て余輩の知つて居る事實と同等であるが、尙語つて密ならぬ點もある。佐藤清右衛門が文太を怨んで居るのは、報國合資會社事件以外、尙別に譯のあるところであるから、全体ならば前々回に次で、文太が親戚に崇る事實を陳ぶべきであるが、因もあ

### 豪家の非運 (五)

宛然たる市島家悪番頭の専横 (五)  
文太と須貝家の未亡人との間に、不都合のあつたといふ噂に就ては、事件柄元より確固たる証跡はないけれども、近親なる人々の間に於ては一般に慥なる事實として信ぜられて居る。之れを常識より考へて見ても、文太は前いふ通り主人の愛妾とさへ不義を働く程の男であり、尙某長者議員の義に依れば文太は静月翁の妾をも今日のものにして居るやうである。未亡人といふのも獨文太とのみならず四平の實弟で今村上に往つて居る某ともそんな浮名を立てられた程の女であるから、此等男女の間に醜行があつたといふとは最も信し得らるる話で、其結果として四平押ひ鹿次郎養子の策が案出されたを見るのは又最も穩當な見解だと思はれる。尙傳ふる處に依れば文太と未亡人との間に醜行があつたのは、四平の死亡前よりの事で、四平が一時其細君と共に東京に出て今戸に家を持つて居たのは、此關係を斷絶さす爲であつたといふ。執

### 文太がバクチを打つとは從來

等しく廿八年から九年にかけての頃である。度々記したが、此時分は其最も甚だしい折で、前にいつた長者議員鹿毛信盛、佐藤清右衛門及清右衛門の息子三次郎等を對手に盛んに論議を争つて居た。其賭場ともいふべきは東京數寄屋橋の柳屋といふ花専門の待合で、文太等が此處へやるテラのみが、幾許少い月でも千圓を下つた事がない、或時などは一晝夜で五百圓のテラが出たといふ一事で見れば、其ヤリ方が如何に大きかつたか、解るだらう。廿九年中のとどと聞て居る、矢張り柳屋の三階で文太三次郎外一人してバクチを打つた處が、奈何したのか三次郎一人ヒドク悪く、持合を取られた計でなく、其場で証書を入れて三千圓を文太に借りたが、之も亦悉皆文太に押上られて了つた。したが後になつて其日のバクチは、文太が他の一人とグルになつてハメたのだと分つたから、

れにしても文太と未亡人との間に可笑しな關係があつて、市島家の番頭であり、後見に付けられた身で居て、却つて文太が四平を押し込めて、其細君をまで奪取り、鹿次郎を婚養子にせんと企てた事、慥である。其買家の後見より隠居させやうといふのであるから、四平の處分には誰も別に異議はなかつたが、鹿次郎を婚養子にするに就ては須貝一家が不賛成、殊に分家の萬平などから非常な反對があつて、延て四平押込のときへ行はれ難い形勢になつたので、文太は直に其方策を變へ、元々己は四平さへ苦めればよい、鹿次郎を養子にするとは未亡人の都合であつて、己に關係はない處から、萬平と交渉の末、四平を押し込めて跡は萬平の子に相續させるとして三四年もかゝつた末、即ち現今の如く四平を押し込めて正忠と名乗らせ萬平の子が四平を次ぐことになつた。文太が此等の行爲は、度々の事ながら不義とも非道とも評する語がない、餘りの仕宜であるから或は此説を疑ふものもあるか知れないが、

三次郎が借りた三千圓は返さぬと言出した。元々謀つて証書まで取つたのであるから、文太がそんなことを黙つて聞く譯がない、三次郎と度々言争つた末「何といつても書たものがものをいふ、君で分らなければ直接家嚴(清右衛門)に懸合ふ迄だ」と文太自身態々盛岡まで出往けて掛き、三日一晩清右衛門の前に坐り込んだ儘手詰の強談を遂げ、証書はあり、事件柄先方で表立てるとの出来ぬのに附込んで、終に三千圓をユスリ取つた事がある。此事が即ち前の投書にある通り、佐藤家に文太を怨んで居る他の一理由である。

宛然たる市島家悪番頭の専横 (五)  
報國合資會社に關する文太の罪惡に就いて、盛岡よりの投書は、前回に載せた通りである。多少の相違こそあれ、其いふ處は、大抵に於て余輩の知つて居る事實と同等であるが、尙語つて密ならぬ點もある。佐藤清右衛門が文太を怨んで居るのは、報國合資會社事件以外、尙別に譯のあるところであるから、全体ならば前々回に次で、文太が親戚に崇る事實を陳ぶべきであるが、因もあ

雜報

● 宛然たる 豪家の悲運 (卒)

○論より証據といふ、事實をして事實を語らざるがよい。市島家に於て文太を任用するに、宛然たる豪家の悲運(卒)ある。而して其耻辱の原因の一に文太にあるは又いふまでもない。更に撰擧法違反事件は抑も亦奈何である。數に素より復し來

辯護士正七位松井郡治

熱心に法律事務を取扱ふ  
事務所新潟市旭町通一番町

居た徳次郎までが、特に手代や態夫を以つて運動を助けた程

血眼になつて騒ぎ廻つた末が、彼の如き結果であつた。是豈に勝兵家の常事など、氣樂に見らるべきものであらうか。恥を知る者は此等こそ大なる耻辱とする。今回の撰擧は市島家に取つて非常なる耻辱である。而して其耻辱の原因の一に文太にあるは又いふまでもない。更に撰擧法違反事件は抑も亦奈何である。數に素より復し來

● 法律勅令公布

龜三郎の癡癡事件の外は、御都合也とぞ

春田發 九三〇

安田發 北條發 孫山發 來

〇〇〇 一八三三 三四四

復舊工事を施し已に四分通り進行せるが如し  
るに鐵道局管内に於て全開現在の線路にて  
は永久水害を免れされれば此際一部の線路を  
他に迂回變更せんとの議起り居る由にて或下等四百三十圓、座繰製糸四百四十圓、機○不義者の放水

特別廣告

小生義勇參旁歸省罷在候處急用相生ト  
去十五日出發歸社仕候滞郷中種々御拜  
禮可仕等處方々へ一々告別の爲め御  
御申上候歸社後非常の繁劇を極め何  
紙上にて深く奉謝上候早々  
新瀋新聞社にて

山田 穀城

誠實熱心に法律事務を取扱ふ  
新瀋市旭町通一番町南山五十二番戸  
辯護士正七位 松井 郡治

雑報

豪家の悲運 (五九)

宛然たる 御家騒動 (投書)

新瀋新聞記者足下、論を戦はす者、疾言  
遑色あるに至れば則ち駭る、棋を弄ぶ者、  
所謂「ヤケル」に至つて終に勝つものは是  
ならず、僕の聞視する處を以つてすれば、近  
來文太等の周章狼狽するを殊に甚しく、舉  
措悉く度々失し、態殆んど全く平生にあら  
ず又いつて文太寂滅の期甚だ遠からざるを  
証するにあらざらんや。蓋しアヲを喰ふは  
常に取るの微なればなり。請ふ足下の爲  
に文太狼狽の状の一二を語らんか。思ふに  
文太が始めより足下の筆誅を恐れしは勿論  
なりと雖も、自ら窃に謀負當擧の必然を期  
し、當擧するを得ば則ち尙世の攻撃に堪  
て其地位を維持する太だ難からずとせし  
似たり、乃ち全力を此方面に注ぎ苦楚計營  
謀に勉めたりしなり。然り而して擧の結  
果彼が如くして、企望全く水泡に歸するや  
即ちこたひは直に足下の筆誅に對つて、其  
の地位を保持するに勉むるの止むべからざ  
るに至れり。加ふるに足下のタチ混々ど  
して盡さず、漸く出で、彌々切實なるを見  
て、文太が近來急に周章狼狽するに至りた  
る又た理の然るべき處。○文太は足下の記事  
中、眞に門外者に於て視ひ知る可らざるも  
の續々あるよりして、足下の探訪機關の精  
銳なるを思はず、是内より足下を援くるも  
のあるに出でたりとなし、切々之を防止せ  
んを計り、外部との交通を遮断せんが爲め  
に、先づ其心吾孫を太尉を督し、少しく  
評しきものと見れば、即ち之れを、  
に出せしめざる事とし、案内を取次す、  
書翰を送達せず、市島家をして宛然たる  
「赤痢病患者發生」の機あらしむるに至れり  
○而して文太は其内通する者として、最も  
穴澤未亡人、市島十五郎、平田多七等を疑  
ひ、十五郎を警備する最も厳に、堅  
く之を戒めて、一切他人に面  
會するとなからしめ

穴澤未亡人の如きは些も其他行

と多く撰ばざるの境

に置き、平田は今直接之を如何ともな  
し難きを以つて、周圍に幾多のイハを放ち  
て、審かに其行勢を監視せしめつゝあり。○  
然かも尙は且つ足下の記事、出ると毫も初  
めに異ならざるを見、怪訝措かず、益々狼  
狽の態を學ぶの狀、眞に滑稽を極めつゝあ  
るなり。今後或は愈々其の妙を加へんか、  
僕又た足下の爲めに之れを報すること吝ま  
ざらん。(天王、n t生)

本縣の辞令 (八月二十日)

御用有之左の府縣へ出張を命ず  
富山縣、石川縣、福井縣、京都府、大  
坂府、東京府 属 官 郁

書記官出張に付隨行を命ず

訓導の辞令 古志郡長岡千尋常小學  
校尋常科訓導金塚寅之助氏は八級上俸に同  
小野かつ子は八級下俸に宮内尋常小學校同  
稻葉操氏は九級上俸に中通尋常高等小學校  
訓導兼學校長重野平五郎氏は六級上俸に十  
日町尋常高等小學校尋常科訓導星野仙七郎  
氏は八級下俸に高島尋常小學校訓導兼學校  
長星野誠一氏は八級下俸に古志郡福戸尋常  
小學校訓導兼學校長小林熊藏氏は八級上俸  
にて下々尋常小學校同吉澤客儀、藏王尋  
常高等小學校尋常科訓導塚田熊次郎の両氏  
は九級下俸に長岡新町尋常小學校訓導兼學  
校長北條莞吉、柿尋常小學校訓導兼學校長  
狩野平八郎の両氏は八級上俸に中澤尋常高  
等小學校尋常科訓導永井銚次郎氏は九級上  
俸に西片尋常小學校訓導兼學校長村越正  
一則氏は九級下俸下各々増給せり

神職の辞令

多々宗方氏は刈羽郡中野  
村大字矢田熊野神社外二社、今井軍平氏は  
三島郡岩村大字岩田白山社外三社、岩本  
三熊太氏は南蒲原郡見附町棚織神社、山田  
神氏は北蒲原郡岡方村大字高森稻荷神社々  
掌に何れも兼補されたり

手當金給與

視學眞柄虎作、小山龍作  
の両氏は七圓づゝ、属前田鉄太郎、稻川喜  
一郎の両氏は五圓づゝ、小學校教員檢定事務  
取扱方勉勵に付手當として給與せらる

稲作試験の成績と其善後策

(大縣農事試験場調査)  
稲作期中氣温の高低日照時数の多少によりて  
米の收量及米質に大なる影響あるや論を  
俟たずと雖も本縣下の如き夏期即ち高温期  
の短かき地方にありては一層其關係するど  
ころ甚しきものなり

本年は苗代播種以來氣温常に低くして苗の

發育後るゝと前年に比し殆んど一週日なる  
のみならず播種後氣温の低きと近年殆んど  
其例を見ず加ふるに七月以來今日に至るま  
で日照時数の少き近年稀れるところにして  
此れが爲め稲の發育後れしと著しく今年  
の氣象観測に徴し去廿九年以來本年に至る  
稲作期中の氣温及晴天日數を掲ぐれば

廿九年	六月	七月	八月	九月	十月
三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三

特別廣告

熱心に法律事務を取扱ふ

辯護士正七位松井郡治

事務所新潟市旭町通一番町

雑報

豪家の悲運 (幸)

宛然たる 市嶋家悪番頭の専横

論より証據といふ事實をして事實を語らすがい。市嶋家に於て文太を任用する事猶今迄の通りであるならば、當來彌々益々、其資産を破り、其家聲を隕すであらう。余輩の始より陳べ来たつた處である。然るに文太の市嶋家に於る位置は依然として動かす、主人も重なる親族も、余輩のいふ處を信ぜざる如きに似たるにも係らず、以後今日に至るまで起つた事件は、一々余輩の此言を實際に示して居る。加治

川瀬替問題

衆議院議員撰舉事件は、奈何であるか。唯事實をして事實を語らしめよ。市嶋佐藤両家は加治川瀬替派に属する有力者である、イヤ加治川瀬替といふ事は殆んど全く市嶋佐藤両家の仕事といつてもよい。處で瀬替派非瀬替派從來の勢力を對比して見ると、瀬替派は優に其六分以上を占めて居つたのだ。加之其總代撰舉に先つこと數日、彼の洪水破堤の事があつて天の瀬替派に幸したにも係らず、愈々撰舉を行ふた結果はといふと、曩に其六分以上を占めて居た瀬替派の總代は、中立全部と一緒になつても尚非瀬替派に當るに足らず。今や非瀬替派は殆んど其七分を領して居る形勢全く顛倒してまた過て居る。知らず是れ果して何に因るとかなす。瀬替派非瀬替派共に前後に依つて内容に變つたとはない。變つたのは唯文太が瀬替派の事を幹するやうになつたのみである、然らば則ち瀬

替派が斯く敗れたのは

爲 即ち市嶋家に於て文太を使つて居る結果の故でなければならぬ。此の如きは市嶋家の家聲を隕すべきは勿論、其資産を破るに就ても多少の影響がないとはいへない。

市嶋佐藤両家が全力を集注し、

列ねて懇々と御願みする、市嶋家の番頭が總掛りで内を慮くして出て奔走する、形勢の切迫した九日などには、水原の別邸に往

居た徳次郎までが、特に手代や態夫を以つて運動を助けた程

血眼になつて騒ぎ廻つた末が、彼の如き結果であつたとはすれば、是豈に勝算は兵家の常事など、氣樂に見らるべきものであらうか。耻を知る者は此等をこそ大なる耻辱とする。今回の撰舉は市嶋家に

取つて非常なる耻辱である。

而して其耻辱の原因の一に文太にあるは又いふまでもない。更に撰舉法

違反事件は抑も亦奈何である。

百年來、龜三郎の辯論事件の外は、人にだに後指されたとなし名家が、警察官に踏み込まれて家捜を受け、結果が又細

付を其家より出した

に至つては、不名譽も茲に

極なれりと謂ふべきである。

此ま其家聲を汚して現在の主人は、マア何と祖先の位牌に申譯をする考てあらうか。此

事の文太故であるは又いふまでもない。昭々たる事實は全く右の通りである、唯事實をして事實を語らすがい。是でもまた文太を任用するのは直に其家聲を穢す所以であるとは知らないのか。

結果羽郡岩村大字東横山 狸平組合元 水源村尾神校の分教室を黒岩第一尋常小學校と爲さんとて其筋へ申請せし處其筋にては詮議の未可なれたるも申請の當時東横山へは何等の協議なく狸平の獨断に出でた

特別廣告

熱心に法律事務を取扱ふ

辯護士正七位松井郡治

事務所新潟市旭町通一番町

報 雜

豪家の悲運 (幸二)

市島家悪番頭の専横 (幸一) 文太が市島家の家聲を破すに就ては、適確なる証據があると前述の通りであるが、其資産に就ては又奈何であるか、即ち文太の爲に市島家の財産は今如何危殆の状にあるか、有様を語れば、事柄が事柄であるから、余輩も是に關して餘り精細を知る者ではないといふのが尋常だと思ふ、唯夫餘り精しく知らぬとはいへ、尙、東京では第三、安田、縣下では商業、新潟等の各銀行、其他三四ヶ所に市島家の少なからざる負債があつた事、及今もある事實を知らぬではない、併、余輩は平生常に居る如く、之に就ても慎重の態度に出で、暫く是等の記事を見合はして、茲には他の信すべき言を引

各地通信

相川通信(二十日發) 選挙法違犯 眞野村大、新町三浦辰藏(五十二)は今回の選挙に際し同町同大字丸山頼藏より金若干にて投票を收受せんと爲せし被告事件に付昨十九日當支部に於て罰金拾圓を言渡されたり、馬場扶斯病、澤根町大字五十里本間トクは此病に罹りたる旨主治醫より届出たり、法學例會 相川法學會は其第十八例會を去十六日夜大字江石町練武館に開けり

北浦原郡染色品評會 来る二十七日より新發田町に於て開催せらるるに付審査員として本縣より多賀谷染織巡回教師を派遣する都合なり

松代村の染織講習 先月二十六日以来本月十五日まで多賀谷本縣巡回教師を招き染織講習開始中の處去十五日講習生十九名に對し修業證書授與式を舉行したり又同地は是迄風通透綾織等を多少産出し來りしが今及講習の結果之れより改良進歩を見るに至るべしと云ふ

安塚染織同窓會 東頭城郡に於ける安塚染織同窓會は去十九日安塚高等小學校に於て開會し多賀谷巡回教師も臨場して染織上に關する談話及び質問應答ありて散會したりと云ふ

縣下に於ける金融の趨勢 縣下に於ける金融界は依然沈靜の狀況を脱する能はざるも去る十日より十四日に至る間は各地の米價一齊に暴騰せし爲め北海道、東京、信州等の地方より頼りに正米の買注文入込

市島家の資産は今非

常なる危殆の状にあるは覆ふ可らざる事だ、嗚呼是抑も誰の罪ぞ、市島家を今の如き狀に陥れた者、彼文太ならずして他に果して何人があらう、高橋清太郎の時代には、其資産は隆々として殖えて居た、其後米價は騰貴し、地價は上つて、凡百の事情悉く市島家に好都合であつた、而かも其結果が今日の有様である、市島家を今の如き狀に陥れた者、高橋以後總括して頭であつた、彼文太ならずして他に果して何人があらう、市島家を今の如き狀に陥れた者は文太である、文太が主家の資産を削つて、私に己を肥やした爲である。ソレでも未だ此を彌任用して居る事今の通りだ、市島一家のヤリ方は實に何と云ふ、考へられぬではないか。

市島家の負債

は七十萬圓に上つて居た、併、其詳細は今解つては居ないけれど、それによつて市島家の負債は、明である、市島家で書き出したのであるから、此講の體であるべきはいふ迄もなく、其財産調は訴訟記録として現に新發田區裁判所に保存されてあるのだから、此事の確實であるべきも亦勿論の語だ、尙此事に就ては、當時の係り〇〇であつた〇〇〇〇が、其船部の大地主〇〇〇〇〇〇〇〇氏に語つた處も、全く同一である事を直に聞きたるもあつて、寸分疑ふべき餘地はないのである、加之、余輩は他の力面より、亦同、消息を聞て居る、貴族院議員、勸業銀行理事、五十嵐敬止氏は在京の社友に、向て斯様語つたことがある、「市島家の負債額は自身より御説する譯には行ない、併し實際幾何と打算して居るにしても、越後の人、今の市島の身代を餘程買被て居るだけだ、といふてよい、市島家の財産は負債と差引清算して見ると實際の處後には何程も残りはない

つ元水源村のときにては資、個の小學校を置くが如きは甚だ不適、到底貧民の堪へ得ざる所なりとて、に訴ふる處ありしに今回更に山

特別廣告

熱心に法律事務を取扱ふ

辯護士正七位松井郡治

事務所新潟市旭町通一番町

報

豪家の悲運 (三)

宛然たる 御家騒動

○以上を重ぬると六十餘回、余輩が一片北越の名花を惜む情の爲に、盡し来たる處も亦多大なりと謂ふべきだと思ふ。筆談すべし文太の悪事は、元より右で盡きた譯ではない、否、管に右で盡きた譯でないのみならず、文太が命のある限、今後も罪惡を重ねないで過ぎようとは思はれぬから、從つて余輩の此記事も亦、文太の根の通ふ限、永遠に盡くる期はないのである。併、如何に北越の名花を惜むとはいへ、へば只一つの記事の爲に、此永々紙面を塞ぐとは、多数の讀者に對して氣の毒の感もあるから、余輩は之を以つて一此筆を擱く事にした。○それにして思へば思ふ程氣の毒なのは市島家である、余輩は今此筆を擱くに當つて、いまだ一度其善後策に就て勸告しやうと思ふ。○余輩は從來警告し忠告し殆んど言を竭して、市島家の主人をして文太を處分させやうと計つたけれども、今の處ではまだ其功は認められぬ様だ、既に主人自ら處分する事が出来ぬとすれば、縁に繋がる市島家の宗族が之に當るより外はない、即ち市島家の善後策としては、

**族會議**の力に藉りて、文太を放逐するより他に道はないのである。而して此の如きは宗族として正當の權理であるのみならず又實に必然の義務だと思ふ。○唯茲に一つ注意すべきとは、等しく宗族とはいへ、前にも屢々記した如く、文太の恩顧を被つて其爪牙となつて働く者もあるから、此輩をして此親族會議に加はらしては、其功能のないのみならず、偶々以つて文太の惡を濟さすと、猶義の伊左衛門が帳簿検査に於ると同一結果に終るに違わぬ。○從つて之が爲には其親族會議に列する人を撰ぶべき必要がある、例へば新しき親族としては保坂潤治、牧口義矩、高頭仁平諸氏の如き、分家では市島毅一郎、市島益三氏の如き、或は又血族でなくも家として昔より親密の關係ある白勢長榮氏の如き、孰れも皆其恰當なる者である。然りと雖も此等の諸氏が相集つて謀つた結果、若し尙一文太を動かす事が出来ぬとすれば、則ち畢竟天の市島家に災するものであらう。○終に臨んで、余輩は上來惡を責むるに急にして、筆或は極端に奔つて、自ら品格を落せしとありしやの

陋を耻ぢ、尙六句の久しきに亘つて、此記事を読み了られた讀者諸君の厚意を謝する (終)

本縣の辞令 (廿二日、廿三日)

農事試験場技手 横澤釵五郎  
御用有之左の府縣へ出張を命ず  
東京府、京都府、石川縣、兵庫縣  
岡山縣

御用有之左の縣へ出張を命ず  
福井縣、石川縣、富山縣  
屬 藤島 善政

○訓導の辞令 古志郡浦瀨尋常高等小學校尋常科訓導高橋隆造氏は八級上俸に百市尋常小學校訓導兼學校長九田源三氏は九級上俸に名木野尋常高等小學校同和栗俊之丞氏は八級上俸に西尋常小學校同山田進氏は九級下俸に東尋常小學校同吉岡藤次郎氏は八級下俸に中浦原郡川内尋常高等小學校同中笠原又次郎氏は六級下俸に何増給せり中頸城郡下板倉小學校訓導兼學校長小笠原重信氏は七級下俸に増給し大鹽銀平氏は北浦原郡中浦高等小學校訓導兼學校長(六級下俸)に齋藤一氏は菅谷尋常高等小學校訓導兼學校長(六級上俸)に大久保市郎氏は北浦原郡神山第二尋常小學校訓導(十級下俸)に山崎重太郎氏は三島郡高梨尋常高等小學校尋常科訓導(九級上俸)に岩船郡脇川尋常小學校訓導兼學校長沼野太衛氏は九級下俸に古志郡前東谷尋常高等小學校同大崎信次氏は七級上俸に中頸城郡上小野高等小學校同砂川乙三郎氏は六級上俸に増給し丸山民三氏は同郡立尋常小學校訓導兼學校長(九級上俸)に橋原榮氏は西浦原郡第一部松長尋常小學校訓導(十級上俸)に任せらる

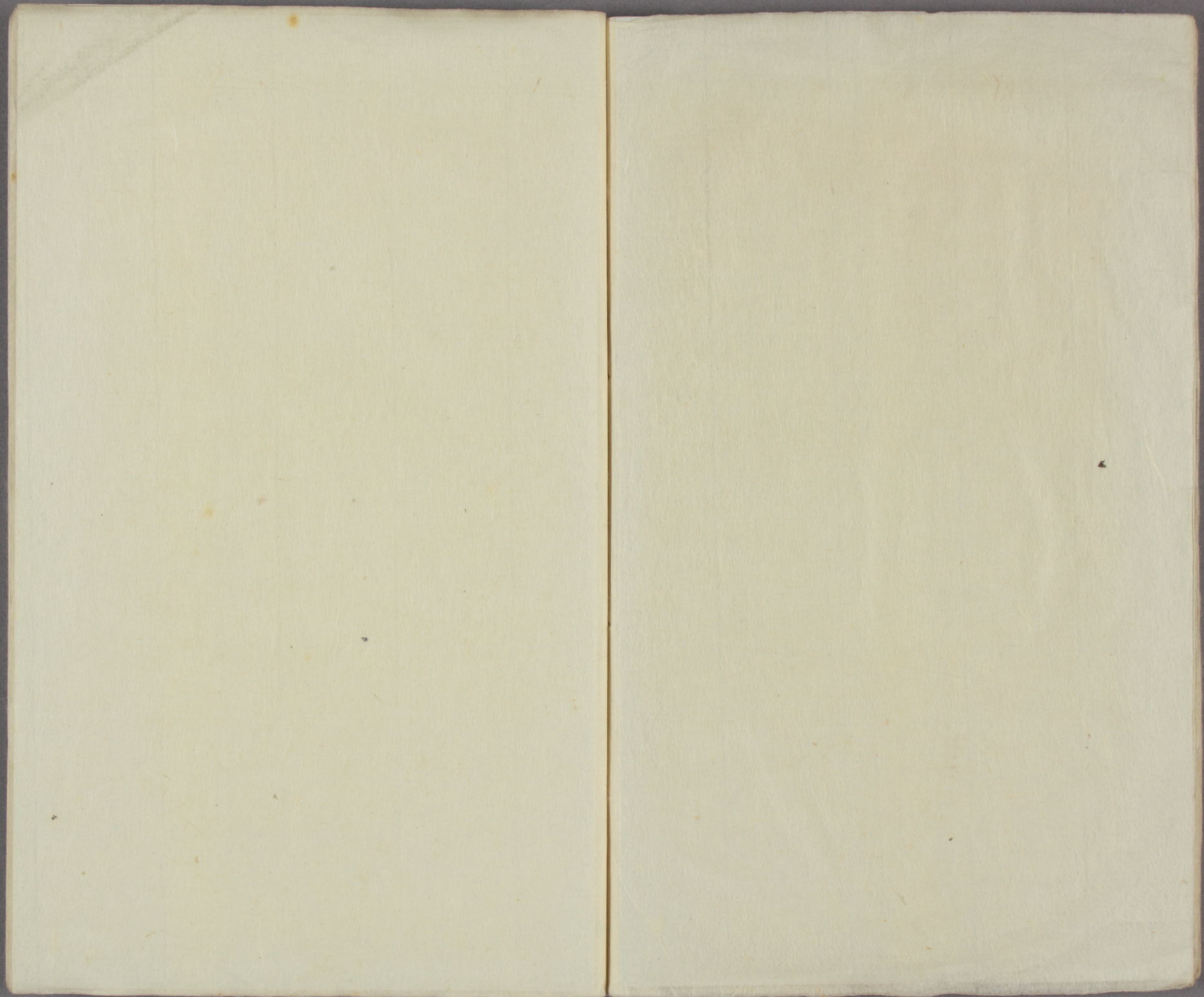
各地通信

○村上通信(廿二日發) 越羽沿海鐵道會同會は明廿三日羽前國西田川郡湯の濱に於て秋田山形新潟三縣有志の集合開催するものにて岩船郡勸業會副會長百武初造幹事小田長四郎吉田忠太郎評議員小暮清光の四氏は本日瀨波港より汽船川津丸に搭乗し加茂港へ向け出發せり▲中學の増築と礎當中學校増築工事は既に屋根葺中なるが其土臺礎石にせば貳百圓にて堅牢に出来るものを不堅固なる煉瓦にして而も五百圓を要したるは審かきし事なり▲公示催告 岩船郡中俣村大字小俣三十一番戸農不在者佐藤鉄吉(天保十四年十月十一日生)に對し長男亡猪之吉妻ハナの申立れ依り當區裁判所は去十九日公示催告せり不在者は明年三月四日まで其生存の届出なすべし若し届出をなされれば失踪の宣告せらる

○北陸區大會と郡農會代表者 柏田本縣農會會長は先き頃各郡農會へ宛て來九月廿五日より同廿七日まで三日間福井市縣會議事堂に於て開會する北陸區實業大會に郡農會代表者一名宛出席す可き様且つ代表者氏名は來廿七日迄に回答され度旨通牒せり

○博覽會出品染織物の注意事項 本縣染織業聯合會にては來年開催の第五回内國勸業博覽會へ出陳すべき染織物に對する注意事項其他の件に付左記の如く縣下染織業各組合に照會したりと聞く

(一) 博覽會へ出品すべき物品にして製





以下  
8丁  
白紙

閱覽室

